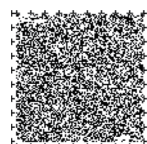
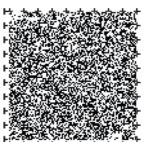


第2章 計画の基本的内容



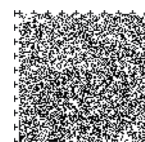
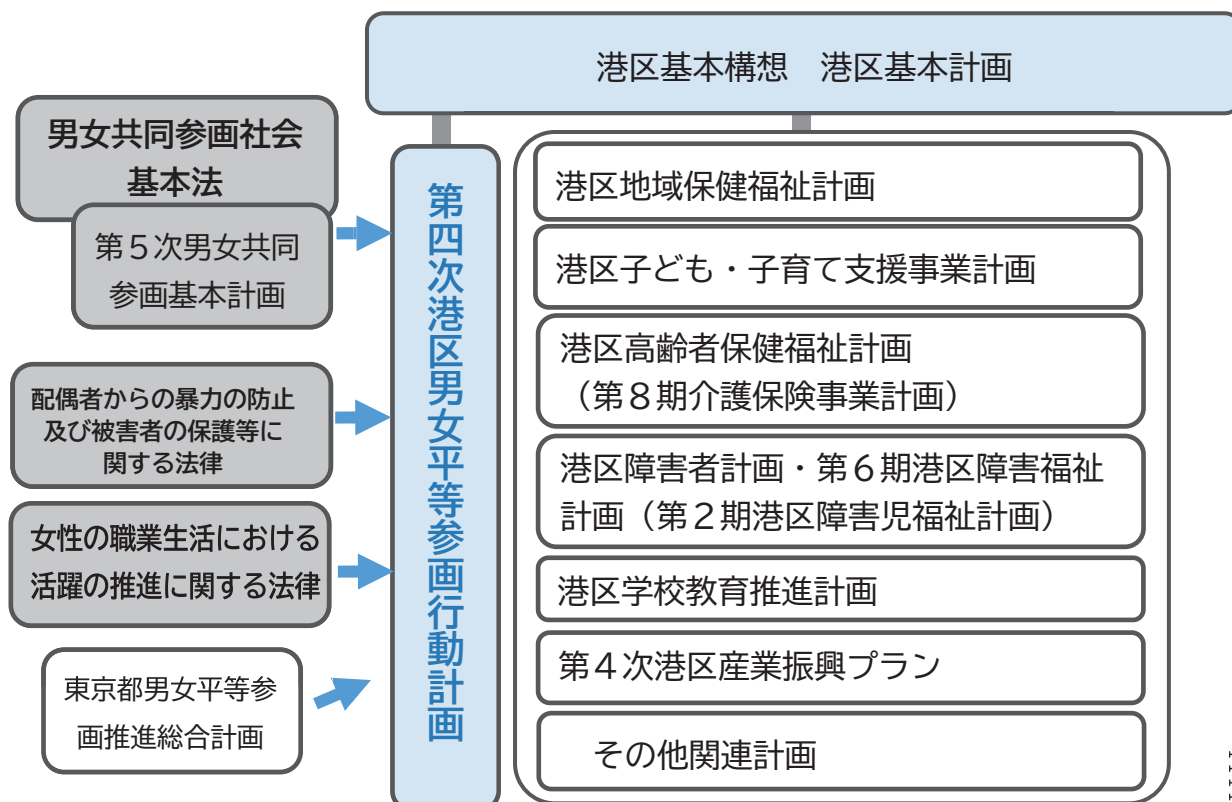


1 計画の性格・位置付け

この計画は、次のような位置付けの計画です。

- 「港区男女平等参画条例」第12条第1項に規定すると同時に、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する、市町村男女共同参画計画として位置付ける行動計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する、港区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）に相当するものです。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する、港区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）に相当するものです。
- 「港区基本構想」及び「港区基本計画」を踏まえるとともに、関連する分野別計画との整合性を図り策定する計画です。
- 「第3次港区男女平等参画行動計画—広げよう 男女平等—（平成27年度～32年度（2015～2020年度））」を継承し、さらに発展させる計画です。

■ 計画の位置付け



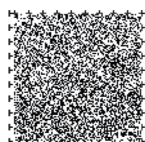
2 基本理念

「港区男女平等参画条例」第3条では、男女平等参画社会を形成するため、次の7つを基本理念と定めています。

- 一 全ての人の人権を尊重し、性別等による差別的取扱いの解消を図ること。
- 二 全ての人の性的指向、性自認及び性別表現が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けないようにすること。
- 三 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわらず、全ての人がその個性と能力を発揮できるようにすること。
- 四 男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。
- 五 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活（以下「家庭生活」という。）の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活（以下「社会生活」という。）とを両立させることができるようにすること。
- 六 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。
- 七 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。



4 計画の推進

行動計画各計上事業の実施状況については、年度ごとの目標に照らして実施・進捗状況を確認し、次年度における新たな目標を立て、計画全体の目標達成をめざします。

各年度の実施・進捗状況について、毎年度、年次報告書を作成します。

5 計画の特徴

この計画は、次のような特徴を持っています。

- ① 男女平等参画社会の実現に向けて、計画最終年度（令和8（2026）年度）の社会の方向性を見据えた区の施策を総合的かつ体系的にまとめています。
- ② 「港区男女平等参画条例」第12条第3項の規定により、同条例第15条に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議（学識経験者、区内の男女平等参画関連団体代表者、公募区民で構成）の意見を尊重して策定しています。
- ③ 男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元（2019）年度実施。以下「意識・実態調査」という。）による現状の把握、パブリックコメント（令和2（2020）年度実施）による区民の意見を踏まえています。
- ④ 区内で活動するあらゆる区民、事業者等の理解と協力を得るとともに、より一層の参画を期待する観点から、それぞれの課題に対応した「区民一人ひとりが取り組めること」及び「事業者が取り組めること」を具体的に例示しています。
- ⑤ 施策の推進に当たっては、区の各部門において所管事業として取り組みます。

6 目標及び責任項目の設定

近年の男女平等参画を取り巻く社会環境の変化や第3次行動計画における取組や成果を踏まえ、男女平等参画社会の実現に向けて、第3次行動計画に引き続き、4つの目標を設定します。

さらに、4つの目標を実現させるための課題を明らかにして、その課題解決のために取り組む施策の方向や具体的事業等を位置付けます。



また、第3次行動計画と同様に、計画期間中に区が特に重点的に取り組むべき施策を「責任項目」と位置付け、区を挙げてその実現をめざすとともに、港区男女平等参画推進会議による第三者評価の対象とします。

目標1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

男女平等参画社会を実現するためには、第一に女性が多様な分野に参画できる社会とする必要があります。女性の活躍推進は本計画において最も重視すべき事項であり、区の政策・方針決定過程に女性の意見を反映させる努力をすることは区の責務です。政策・方針決定過程への女性の一層の参画を進めるとともに、結婚や出産等の事情によって仕事を辞めざるを得ない女性の再就職や起業、また、就業継続ができる環境づくりを促すなどの取組をとおして、あらゆる場における男女平等の実現をめざします。

【目標1における責任項目】

女性活躍推進が喫緊の課題であることから、「事業者における女性の活躍の促進」を責任項目に位置付けます。

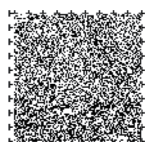
また、第3次行動計画で女性委員比率及び女性委員がいない審議会についての目標が未達成であり、引き続き重点的な取組が必要であることから、「審議会等委員への女性の参画拡大」を責任項目に位置付けます。

さらに、区が特に重点的に取り組むべき政策として防災・生活安全が強く意識されていること（「港区区民世論調査」（令和元（2019）年10月実施））、災害時の避難所運営における女性の視点の欠如や性暴力・性犯罪が社会全体の懸念事項であることから、「防災分野における男女平等参画の推進」を責任項目に位置付けます。

《責任項目1》事業者における女性の活躍の促進

《責任項目2》審議会等委員への女性の参画拡大

《責任項目3》防災分野における男女平等参画の推進



目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、官民間問わず様々な取組がなされた結果、社会におけるワーク・ライフ・バランスに対する理解が定着しています。企業では職場の働き方改革に対応し、仕事と育児・介護の両立を支援するための環境整備が進んでいるものの、意識・実態調査では、ワーク・ライフ・バランスを実行できていない区民が少なくないことがわかります。

一人ひとりが自分らしく輝く男女平等参画社会とは、女性のみならず男性にとっても生きやすく暮らしやすい社会です。働く人々が子育てや介護など、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる「働き方改革」を促すための取組の充実を図ります。

【目標2における責任項目】

ワーク・ライフ・バランス実現のためには、事業者による長時間労働の抑制をはじめとした職場環境の整備が重要であることから、「働き方改革に対応した職場環境の整備促進」を責任項目に位置付けます。

また、仕事と介護との両立に苦慮する問題が懸念されており、区として重点的な支援が必要であることから、「在宅介護を担う男女に対する支援の充実」を責任項目に位置付けます。

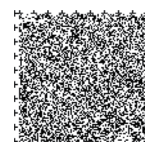
《責任項目4》働き方改革に対応した職場環境の整備促進

《責任項目5》在宅介護を担う男女に対する支援の充実

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

近年の法改正や港区男女平等参画条例改正の趣旨を踏まえ、男女を問わずあらゆる暴力の防止・根絶に向けて、DV、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメント、性暴力等の防止や、性的指向又は性自認による差別的取扱いの禁止を徹底するための取組により、人権が尊重されることをめざします。

また、出産について女性自身の意思で自由に選択し、決定するという「性と生殖に関する健康と権利」の考え方にに基づき、生涯を通じた男女の健康支援等の施策を引き続き展開します。



【目標3における責任項目】

改正港区男女平等参画条例に基づく取組を重点的に進め、同条例の趣旨の普及が必要であることから、「性別等による差別の根絶に向けた働きかけ」を責任項目に位置付けます。

また、若年層におけるデートDVへの対応を含め、配偶者等からの暴力の根絶は引き続き重要な課題であることから、「暴力防止教育と啓発」を責任項目に位置付けます。

《責任項目6》性別等による差別の根絶に向けた働きかけ

《責任項目7》暴力防止教育と啓発

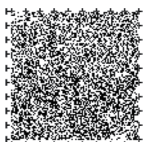
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

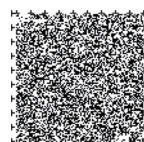
男女平等参画社会を実現するためには、区、区民、事業者等、港区で暮らし活動する多様な組織と個人の協力が欠かせません。男女平等参画センター（愛称：リーブラ）の利用者層の拡大を図り、区民に親しまれる施設づくりを進めます。また、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した、特定事業主行動計画を踏まえ、区は区職員に対する取組をさらに充実させ、区職員の男女平等の推進を図ります。

【目標4における責任項目】

区における男女平等参画の拠点施設リーブラの運営のさらなる活性化が必要であることから、「区民に親しまれる施設としての機能の充実」を責任項目に位置付けます。

《責任項目8》区民に親しまれる施設としての機能の充実





7 計画の体系

【目標】

【課題】

1

あらゆる場における
男女平等参画を推進
する

- 1 働く場における女性の活躍の促進
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 3 地域活動の場における男女平等参画の促進
- 4 教育の場における男女平等参画の推進
- 5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進
- 6 男女平等参画の視点に立った防災対策の充実

2

ワーク・ライフ・バラ
ンスを推進する

- 1 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 安心して子育てできる環境づくり
- 3 仕事と介護の両立に向けた支援
- 4 男性の家庭・地域への参加促進

3

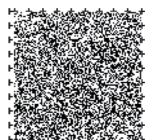
人権の尊重と生涯を
通じた健康を支援
する

- 1 人権を尊重する意識の醸成と性別等による差別の根絶
- 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
- 3 あらゆるメディアにおける人権の尊重
- 4 生涯を通じた男女の健康支援

4

男女平等参画社会
実現に向けた推進
体制を充実する

- 1 拠点施設リーブラの充実
- 2 区職員の男女平等参画の推進
- 3 計画推進体制の充実
- 4 区民・事業者・教育機関等との連携



【施策の方向】

1 事業者における女性の活躍の促進【責任項目1】

2 在勤者への働きかけ

3 女性の多様な働き方の実現に向けた支援

1 審議会等委員への女性の参画拡大【責任項目2】

2 女性のエンパワーメント支援

1 地域における男女平等参画促進

2 バリアのない安全なまちづくりの推進

1 幼少期からの男女平等参画の推進

2 生涯学習における男女平等参画の推進

1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保

1 防災分野における男女平等参画の推進【責任項目3】

1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

2 働き方改革に対応した職場環境の整備促進【責任項目4】

1 保育環境の充実

2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備

3 ひとり親家庭への支援

1 高齢者・障害者の自立支援

2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実【責任項目5】

1 男性の働き方の見直しの促進

2 男性の家庭・地域への参加のための支援

1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供

2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決

3 港区子ども家庭総合支援センターの整備

4 性別等による差別の根絶に向けた働きかけ【責任項目6】

1 暴力防止教育と啓発【責任項目7】

2 早期発見体制の充実と相談機能の強化

3 被害者を安全に保護する体制の整備

4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備

5 子どものケア体制の充実

6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化

1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ

2 メディア・リテラシー及びソーシャルメディアにおける情報モラルの育成

1 年代に応じた男女の健康づくりの支援

2 互いの性や健康に関する理解の促進

3 女性の生涯を通じた健康支援

1 区民に親しまれる施設としての機能の充実【責任項目8】

2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実

1 庁内における女性活躍の推進

2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現

1 計画の進行・管理

2 男女平等参画に関する広報・啓発の充実

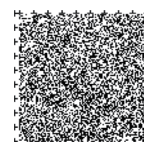
3 組織の連携

1 区民・事業者・教育機関等との連携

2 国・東京都・他自治体との連携

□ 内は港区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(市町村推進計画)

□ 内は港区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)



8 計画の成果指標

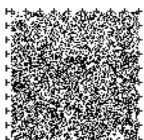
計画の達成度合いを客観的に評価するため、この計画では目標1～4に位置付ける課題ごとにわかりやすい成果指標を設定します。

目標1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

課題	成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
1	事業所における女性活躍のための取組が進んでいると思う人の割合 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	在住 51.9% 在勤 52.4%	70%
2	区が設置する附属機関等の女性委員の割合	34.1%	50%
3	地域社会の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	在住 28.4%	40%
4	学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	在住 50.1%	70%
5	家庭生活の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	在住 23.1%	40%
6	地域防災協議会の運営を担う女性の割合	13.3%	20%

目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

課題	成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
1	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の希望と現実が一致している人の割合 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	在住 42.9% 在勤 32.7%	50%
2	保育園の待機児童数	0人	0人
3	主な介護者が仕事を辞めた割合 (港区保健福祉基礎調査)	6.8%	減少



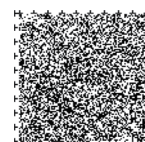
課題	成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
4	「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方に反対の人の割合 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	【在住】 女性：58.2% 男性：40.3%	70%
		【在勤】 女性：65.2% 男性：53.0%	70%

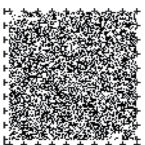
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

課題	成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
1	各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、SOGI ハラスメント他）を受けたことがある人の割合 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	在住 34.0% 在勤 39.5%	減少
2	配偶者、パートナー等からの暴力被害の相談先を知らない人の割合 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	在住 24.6%	減少
3	社会でインターネットによるプライバシーの侵害や名誉棄損が存在すると考える人の割合 (人権に関する区民意識調査)	83.5%	減少
4	乳がん検診受診率 子宮頸がん検診受診率	36.4% 33.7%	50%

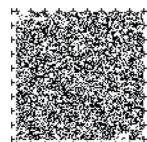
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

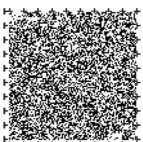
課題	成果指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
1	リーブラの認知度 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	在住 37.3% 在勤 19.9%	50%
2	管理的地位（課長級以上）にある女性職員の割合	16.5%	30%
3	港区男女平等参画条例の認知度 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	在住 38.8% 在勤 29.1%	50%
	港区男女平等参画行動計画の認知度 (男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査)	在住 21.0% 在勤 16.4%	40%
4	リーブラにおける連携事業及び協力事業の回数	7回	増加





第3章 施策の展開





目標1

あらゆる場における男女平等参画を推進する



課題1 働く場における女性の活躍の促進

事業者の成長・発展のためには、男女ともに働きやすい職場環境づくりが不可欠です。近年では、女性活躍推進法に基づいて自社の女性の活躍の状況を把握するとともに課題を整理し、女性登用に向けた取組を進める事業者が増加しています。また、性別や年齢、国籍等、一人ひとりの違いを尊重して受け入れ、その違いを積極的に生かす「ダイバーシティ」という考え方を経営に反映させる事業者も増えています。しかし、依然として我が国の指導的立場に占める女性の割合は諸外国と比べて低い水準であり、さらなる女性の登用が求められます。

「意識・実態調査」では、職場における男女の地位について、在住者の7割弱が男性優遇であると回答しています（21 ページの図 1-24 参照）。また、職場で女性が活躍する上で必要なこととして、「育児・介護休業取得や短時間勤務を利用しても不利な人事評価がなされないようにする」「男性の意識と職場風土の改革」「研修や家庭との両立支援など、女性が管理職として活躍できるような制度・支援」が在住者・在勤者とも3割台を占めて多くなっています。

区には各種事業者の本部・本社機能が集中しているとともに、中小事業者等も多く所在していることから、区による区内事業者に対する女性の活躍、とりわけ指導的立場への女性の参画を働きかけることをとおして、我が国全体の働く女性の活躍の促進が期待されます。

女性の就業率は向上を続けているものの、出産や子育て、家族の介護を機に仕事を辞めざるを得ないという女性は少なくありません。「意識・実態調査」では、女性が仕事を続けるときの妨げ、一度仕事を辞めた女性が再び仕事を持とうとするときの妨げのいずれについても「子育てと仕事の両立が難しい」と考える回答者の割合が高くなっています。

様々な事情を抱える女性が自身にあった形で就業を継続することや、就業を中断した女性がスムーズに再就職・起業することができるようになるため、区としての支援が必要です。

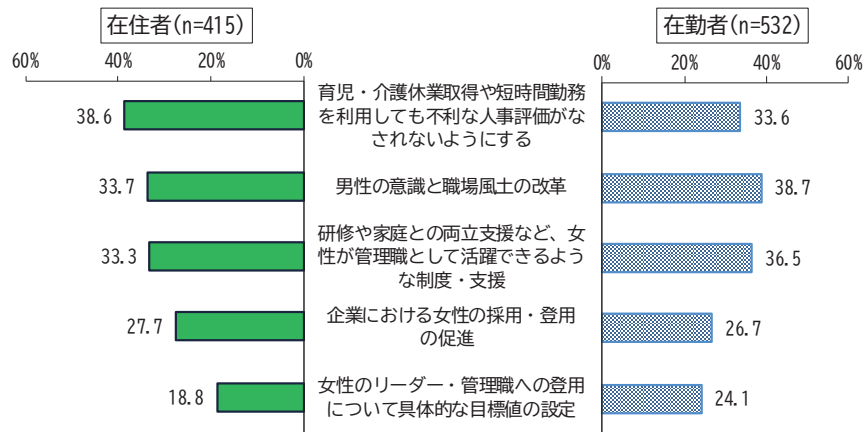
第3章

目標1

あらゆる場における男女平等参画を推進する



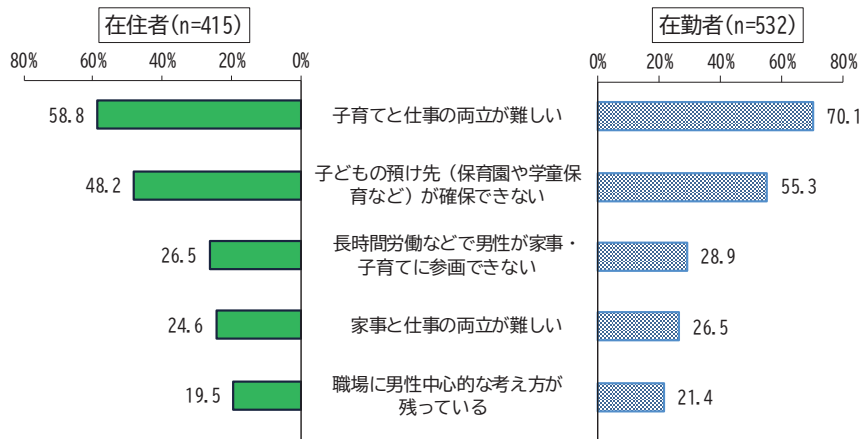
■ 図 2- 1 職場で女性が活躍する上で必要なこと



※ 在住者調査の全体の上位5項目の結果

資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）

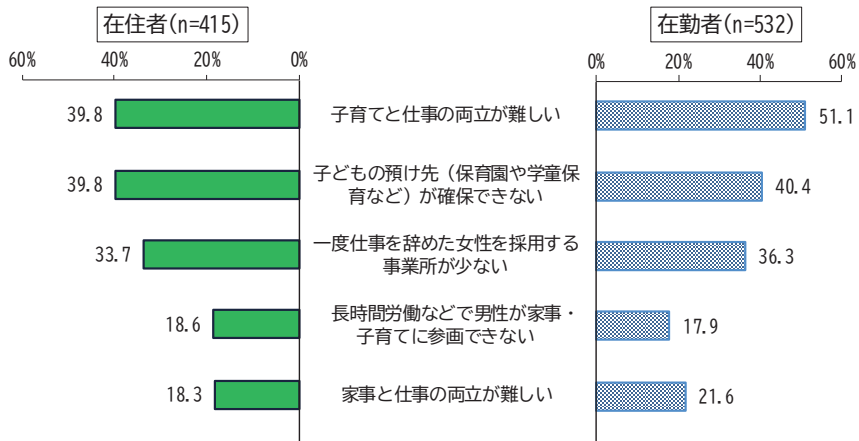
■ 図 2- 2 女性が仕事を続けるときの妨げ



※ 上位5項目の結果

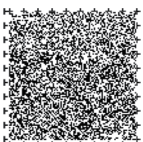
資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）

■ 図 2- 3 一度辞めた女性が再び仕事を持とうとするときの妨げ



※ 上位5項目の結果

資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）



.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人 ひとり	● 職場において慣行となっている性別役割分担がないか見直す。 ● 仕事や業務において、男女ともに等しく責任を負うことを自覚して行動する。
 事業者	● 性別によらず職業上の能力を適正に判断し活用する。 ● 男女平等参画に関する相談窓口、従業員に対する研修等の機会を設け、考え方の周知を図る。 ● 昇給昇格等、公正な人事評価を取り入れ男女の格差をなくす。 ● 男性優位の経営方針、組織運営になっていないか見直す。

施策の方向1 事業者における女性の活躍の促進【責任項目1】



- 諸外国と比べて政治・経済分野への女性の参画が進んでいないという我が国の状況を踏まえ、女性の役員や管理職がいなかったり、極めて少ないという区内事業者を中心に、指導的立場への女性の参画（登用）を促します。
- 区内の事業者に対し、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について、速やかな取組を促します。
- 区内の事業者に対し、労働基準法や男女雇用機会均等法等の労働関係法の遵守を求めるとともに、男女ともに多様な個性と能力を発揮できる職場環境づくりに向けた積極的な取組を促します。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
1	ワーク・ライフ・バランス推進 企業認定制度の推進 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙や区ホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。

第3章

目標1

あらゆる場における男女平等参画を推進する

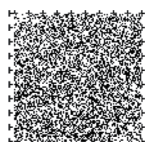


No.	事業名【担当課】	事業内容
2	区との契約希望事業者に対する働きかけ 【人権・男女平等参画担当】 【契約管財課】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事及び業務委託の入札やプロポーザル方式による選考の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。
3	事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業者向けの講座・講演会を効果的に開催します。
4	労働関係法令、各種制度の周知 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働関係法（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法）及び女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法などワーク・ライフ・バランスに関連する関係法規、各種制度について周知を図ります。
5	事業者に対する女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の啓発《新規》 【人権・男女平等参画担当】	従業員 100 人以下の事業所に対して、女性活躍推進法に関する情報提供や一般事業主行動計画の策定へ向けた啓発を積極的に行います。
6	各種ハラスメント対策の強化に向けた支援《新規》 【人権・男女平等参画担当】	女性活躍推進法の改正に伴う労働関係法の改正を踏まえ、事業者におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント*対策強化やパワー・ハラスメント*防止の指針策定のためのノウハウ等を積極的に情報提供します。

施策の方向2 在勤者への働きかけ



- 多くの在勤者に男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに関する講座等の情報を周知し、男女ともに働きやすい職場環境の実現を図ります。
- 男女平等参画に関する各種施策や関係法令が多くの在勤者に理解されることをめざし、効果的に周知します。



○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
7	在勤者向け講座・講演会の開催 【人権・男女平等参画担当】	関係機関との連携を図り、女性活躍推進法や働き方改革関連法等、ワーク・ライフ・バランスに関する様々な視点の講座・講演会を実施します。
8	在勤者への雇用関係情報の提供 【人権・男女平等参画担当】	就業支援情報の提供を進めるとともに、就業支援講座、起業支援講座等を実施します。

施策の方向3 女性の多様な働き方の実現に向けた支援



- 一度仕事を辞めた女性の再就職に関して、関係機関との連携により支援講座の開催や就職活動のための情報提供等の支援を行います。
- 出産、育児を機に離職することなく就労を継続する女性を支援するとともに、女性のキャリアアップのための能力開発の機会の充実を図ります。
- 企業やNPOの起業を希望する女性に対しては、資金やノウハウ等に不安を抱える例が多いことから、起業講座の開催や相談窓口での個別的支援による総合的な支援を行います。

○ 事業

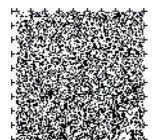
No.	事業名【担当課】	事業内容
9	女性の就職・再就職支援 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	自身の希望に応じた就職・再就職をめざし、就職活動に必要なノウハウや、ビジネススキル等のポイントを実践的に学べる講座を実施します。
10	女性の起業支援 【人権・男女平等参画担当】	女性の経済力を向上する一環として、起業に関するノウハウや資金調達の方法を学ぶ講座を実施します。

* マタニティ・ハラスメント

女性労働者が妊娠・出産したことを理由として、上司・同僚が嫌がらせを行い、就業環境を悪化させること

* パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの組織内部で優位な立場にある人が、主に同じ組織内の人に対して、過度に精神的・身体的苦痛を与えたり、環境を悪化させる行為を行うこと



課題2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

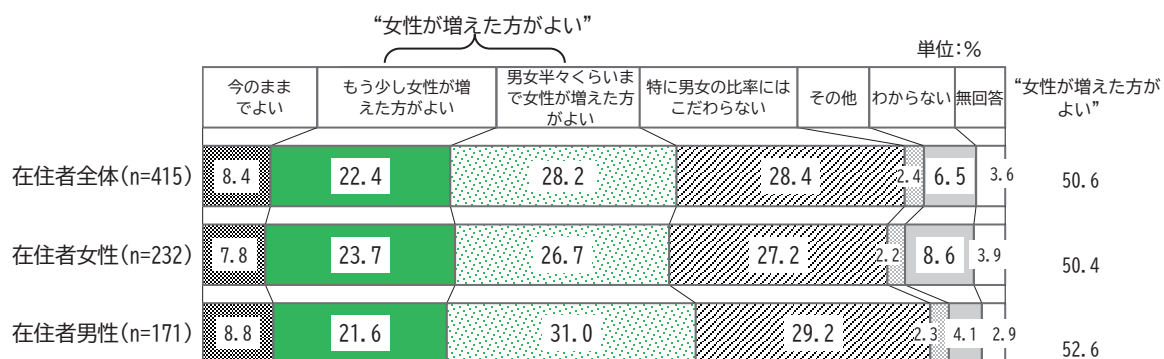
持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐためには、政策や方針決定の場に男女が対等な立場でともに参画し、施策に男女双方の意見が平等に反映され、責任を分かち合う仕組みが機能していることが重要です。このことは、SDGs 開発目標5（ジェンダー平等を実現しよう）の達成にも資することになります。

国は、指導的立場に占める女性の割合を2020年代の可能な限り早期に30%程度となることをめざして取組を進めています。区では、審議会等の委員に占める女性委員の比率が34.1%（女性委員数551人／総委員数1,615人：令和2（2020）年4月現在）であり、全国の市区の平均値（令和元（2019）年4月1日現在30.4%）を上回っているものの、近年の比率は微減傾向にあります。審議会等委員にはいわゆる「充て職（特定の職に就いている人を委員とする枠のこと）」も多いことから、比率を急激に上昇させることは困難が伴います。また、女性委員がいない審議会等（女性委員を含む審議会等81／審議会等総数88：令和2（2020）年4月現在）も存在しており、区の政策・方針に女性の意見が十分反映されているとはいえない状況です。

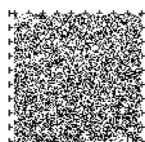
「意識・実態調査」では、こうした区の審議会等委員の女性比率が増えたほうがよいと考える回答者が在住者全体の5割強を占めています。

区政に男女双方の意見が反映されることをめざす観点から、区の政策・方針決定の場への男女の平等な参画を実現させるため、特に女性の参画を拡大させる必要があります。

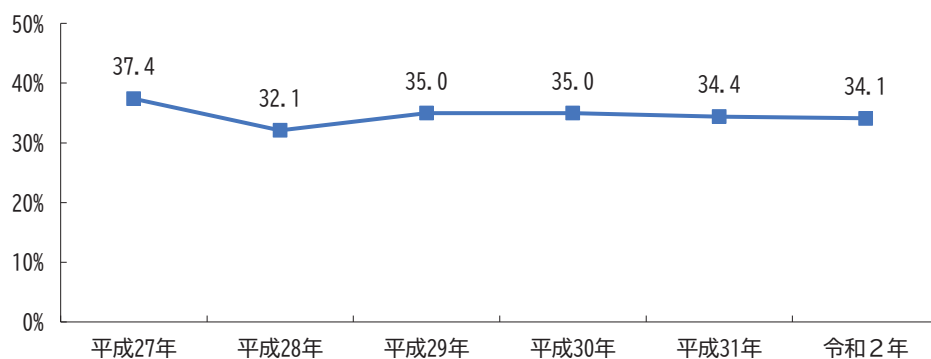
■ 図2-4 区の審議会委員の女性比率についての考え方



資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）



■ 図 2- 5 区の審議会等委員の女性比率



※ 各年4月1日現在

資料：港区

.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....



区民一人
ひとり

- 女性管理職比率が高い事業者に注目し、取組について学ぶ。
- 家事・育児・介護等の分野での男女平等参画を進めて、女性が責任ある地位や職位につく際には、家族がそれを妨げずに協力する。



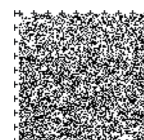
事業者

- 仕事と家事・育児・介護等の両立を可能にする管理職モデルをつくる。
- 女性リーダー育成研修会等の取組をととして、女性管理職・役員の登用を具体的な期限や数値目標を立てて実施する。

第3章

目標1

あらゆる場における男女平等参画を推進する



施策の方向1 審議会等委員への女性の参画拡大【責任項目2】



- 区の政策・方針決定過程に性別にかかわらず参加できるようにするため、審議会等の女性委員数の増加及び女性委員がいない審議会等の減少を図ります。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
11	女性の参画推進のためのガイドラインの作成・周知《新規》 【人権・男女平等参画担当】	女性委員の積極的な選出を推進するため、審議会等委員の関係団体への推薦依頼における「ガイドライン」を作成し、活用について各課に周知します。
12	審議会等委員の女性参画の推進 【各課】	男女が対等な立場で責任を分かち合い、意見を平等に反映させるため、女性の参画推進のためのガイドラインを活用し、審議会等の女性委員比率を向上させるよう取り組みます。
13	性別にかかわらず参加できる工夫 【各課】	審議会等に子育て世代が参加できるよう、開催に当たっては、一時保育の用意や夜間開催するなど、工夫します。

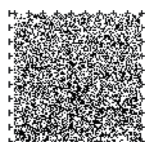
施策の方向2 女性のエンパワーメント支援



- 国や東京都等と連携し、女性リーダーの人材育成や男女平等参画に関わる区民の様々な活動を支援することをおして、女性のエンパワーメントを支援します。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
14	関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援 【人権・男女平等参画担当】	女性リーダーを育成するための講座、起業するためのノウハウを学ぶ講座等を関係団体と連携して実施します。
15	女性のネットワークづくりの支援 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。



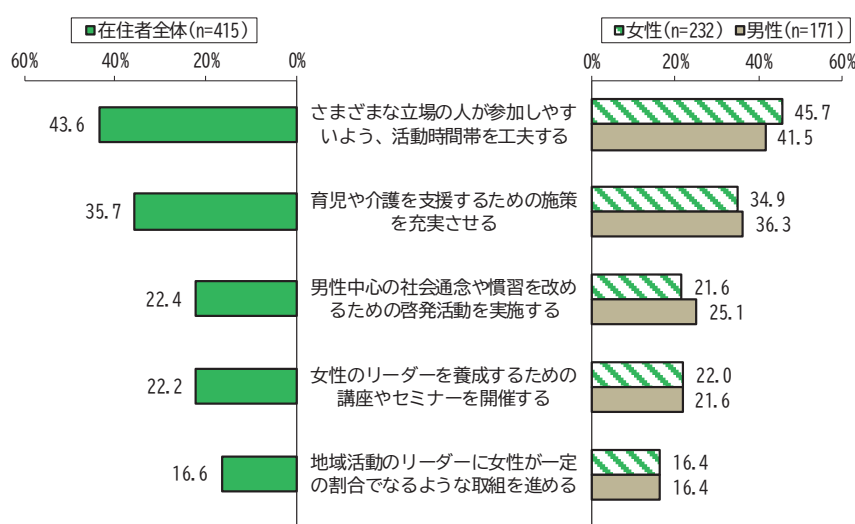
課題3 地域活動の場における男女平等参画の促進

男女がともに地域活動の場に参画し、地域で個人の能力を発揮していくためには、地域のあらゆる活動に男女それぞれの意見やニーズが反映されることが必要です。地域活動を中心となって進める役割を男女いずれか一方に固定することや、性別によって活動内容を区別することがあってはなりません。区では町会・自治会活動で多くの女性が活躍しているにもかかわらず、役員を担う女性は少ないことから、その改善が求められています。

「意識・実態調査」では、地域社会の場における男女の地位について、在住者女性の5割強が男性優遇であると回答しています（22ページの図1-25参照）。また、地域の女性リーダーを増やすために必要なこととして、「さまざまな立場の人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」と考える回答者が在住者女性の4割台半ば、在住者男性の4割強を占めています。

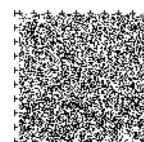
区では、各総合支所それぞれの課題に応じた地域事業を行っており、こうした地域事業に区民が幅広く参画しています。地域における活動の場への区民参画をさらに促すことにより、様々な立場の区民が自らの希望する形で参画できるような地域づくりを推進する必要があります。

■ 図2-6 地域の女性リーダーを増やすために必要なこと



※ 上位5項目の結果

資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）



.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人 ひとり	● 地域で多くの知り合いをつくり、交流する。 ● 地域活動の担い手となる女性のリーダーを登用するよう働きかける。 ● 仕事をしている人も地域の一員であることを自覚し、活動に参加するように努める。
 事業者	● 事業者自ら、企業の社会的責任を理解し、管理監督者を指導し、リーダーシップを発揮する。 ● 従業員等の地域の課題解決活動への参加を奨励する。

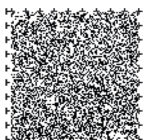
施策の方向1 地域における男女平等参画促進



- 町会・自治会を中心とした地域団体における女性の役員への登用等への働きかけを強化するとともに、地域の課題解決や地域活動への参加を希望する様々な立場の区民に対する支援を行います。
- 地域活動の場において男女がともに能力を発揮し、地域の課題に取り組むことができるようにします。
- 大使館や国際的な活動をする企業・団体が多く所在し、外国人区民が多いという港区の特性を踏まえ、男女平等参画の視点に立った国際交流・協力と国際理解の充実を図ります。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
16	区民参画による地域事業等の推進 【各総合支所各課】	地域事業等の施策の企画・立案・実施に当たり、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進します。また、活動に当たっては、幅広い年齢や職層の人が参画できるように働きかけます。
17	講演会等各種事業実施における様々な区民の参加促進 【各課】	各種事業を実施する場合に開催時間、曜日、内容、一時保育を用意するなど様々な人が参加しやすいよう工夫をします。



No.	事業名【担当課】	事業内容
18	チャレンジコミュニティ大学 【高輪地区総合支所協働推進課】	高齢者等が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らがいきがいのある豊かな人生を創造するとともに、その知識及び経験を生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成します。
19	国際化の推進 【国際化・文化芸術担当】	一般財団法人港区国際交流協会の支援や、大使館、国際交流団体等の連携強化を図り、区の国際化を推進します。

施策の方向2 バリアのない安全なまちづくりの推進



- 地域の公共施設の整備において、令和3（2021）年3月に改定した「港区バリアフリー基本構想」に基づき性別や年代、国籍や障害の有無を問わず、誰にでもやさしく、使いやすく、バリアのない安全なまちづくりを推進します。こうしたことをとおして、全ての男女が地域で豊かな生活を送ることを支援します。

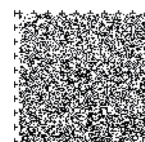
○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
20	港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進 【地域交通課】	「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認します。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や協議等を引き続き行います。
21	子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備 【土木課】	地域特性や多様な利用者ニーズを踏まえ、誰もが利用しやすい公園づくりを進め、安全で安心して生活できるまちづくりを推進します。
22	区施設への授乳コーナー等の整備 【各課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。

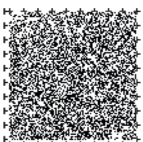
第3章

目標1

あらゆる場における男女平等参画を推進する



No.	事業名【担当課】	事業内容
23	バリアのないまちづくりの情報提供 【保健福祉課】	公共施設、区内商店、区内娯楽施設等のトイレの中のベビーチェアやベビーベッド、車いすなど備品、設備の有無など施設のバリアフリー情報を提供します。



課題4 教育の場における男女平等参画の推進

幼少期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となる重要なものです。男女平等参画社会の実現のためには、幼少期からの発達段階に応じた男女平等意識の定着が重要です。

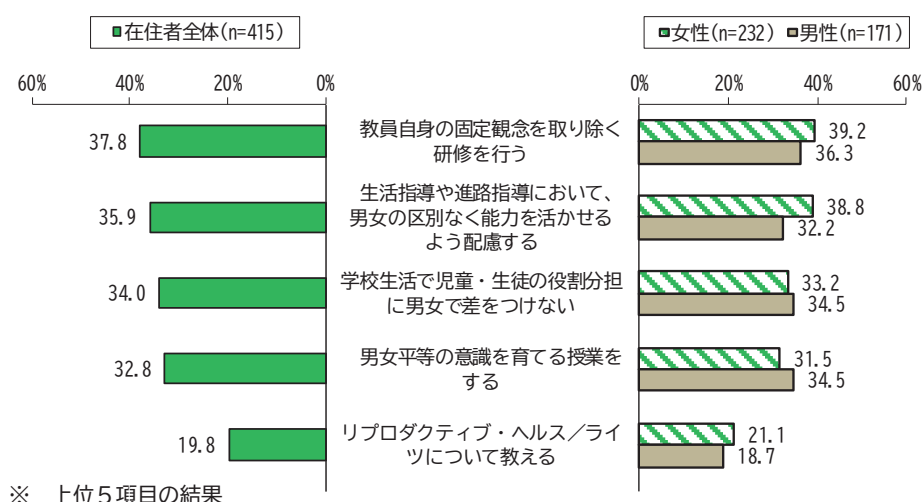
「意識・実態調査」では、男女の地位が最も平等と考えられているのは「学校教育の場」で、在住者の5割が男女平等の状態であると回答しています。しかし、前回調査（平成25（2013）年度）から今回調査（令和元（2019）年度）にかけて男女平等という回答が減少し、男性優遇という回答が増加しており、依然として教育の場における男女平等意識が十分に定着しているとは言えない状況にあります（23ページの図1-26参照）。

学校教育の場で学んだ男女平等参画を社会のあらゆる場で実践していくためには、一人ひとりが自らの未来を主体的に切り拓き、個々の能力を男女の区別なく、存分に発揮していくことが求められます。

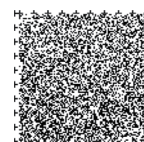
「意識・実態調査」では、学校教育で取り入れたほうがよいこととして「教員自身の固定観念を取り除く研修を行う」「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるよう配慮する」等、進路選択や役割分担に男女の区別を取り除くことや、指導に当たる教員自身の固定観念を取り払うこと等が求められています。

また、学校教育のみならず、生涯にわたって男女平等参画を推進していくためには、学校教育とともに社会教育の果たす役割も大きく、生涯学習においても男女平等参画の視点に立った学習機会の提供が必要です。

■ 図2-7 学校教育で取り入れたほうがよいこと



資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）



.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

	区民一人ひとり ● 男性がPTA活動、学校行事に積極的に参加する。 ● 国籍や性別にこだわらず互いに認め合い、個性を生かすことを大切にする。 ● 無意識に性別に基づいて判断や活動をしていないか、させていないかどうか振り返り、改善する。
	事業者 ● 性的マイノリティの児童・生徒が存在することを前提に教育を行う。 ● 教育に携わる教職員に対し、誰に対しても性別にかかわらず個性を生かす教育を心がけるよう指導し、意識を共有する。 ● 学校は保護者に対して、男女平等参画をテーマとして取り上げる努力を行い、啓発を行うと同時に、家庭に発信する。

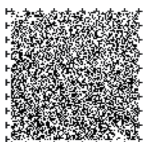
施策の方向1 幼少期からの男女平等参画の推進



- ▶ 幼少期から男女平等意識を備えるようにするため、乳幼児の保護者等に対して講座等をととした啓発を進めるとともに、保育園や幼稚園で他者への思いやりの心を育てることにより、男女平等の視点からの保育・教育を推進します。
- ▶ 区立小・中学校においては、児童・生徒に対し、男女平等や互いを尊重することの大切さについての理解を深めるための男女平等教育を行うとともに、男女平等の視点に立った生活指導・進路指導等を行います。
- ▶ 児童・生徒への指導に当たっては、教職員の児童・生徒に与える影響が大きいことを踏まえ、教職員に男女平等意識を定着させるための研修を実施します。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
24	乳幼児の保護者等への男女平等参画の啓発 【人権・男女平等参画担当】	乳幼児の保護者等に向け、性別にとらわれず子どもの個性を尊重するための出前講座等を実施します。

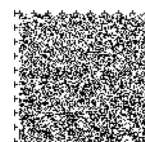


No.	事業名【担当課】	事業内容
25	多様な価値観を育む教育・保育の充実 【保育政策課】 【教育指導担当】	教員や保育所職員に対する研修等をとおして、子ども一人ひとりの個性と能力をのばし、国籍や文化の違いなどを認め、互いに尊重する心を育てる教育及び保育を推進します。
26	学校教育における男女平等教育の推進 【教育指導担当】	区立幼稚園、小・中学校各校で男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を発揮できるように、男女平等教育の趣旨を踏まえた教育を推進します。
27	性教育の推進 【教育指導担当】	全ての児童・生徒に対し、人権尊重・男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を見学・生徒の発達段階に応じて正しく理解させるとともに、直面する性に関する様々な課題に対して適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実します。
28	男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成 【教育指導担当】	区立幼稚園、小・中学校の教員を対象に人権教育研修会を実施し、男女平等意識を醸成します。
29	私立学校への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】 【教育長室】	男女平等教育を推進するための講座等の実施や参考資料となる啓発冊子やポスター等を送付するなど、啓発・周知を図ります。

施策の方向2 生涯学習における男女平等参画の推進

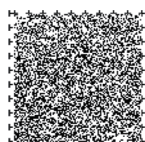


- 社会教育の場において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等意識を持つ区民を育むための学習機会を提供します。
- 男女平等参画センター（リーブラ）において、誰もがいつでも男女平等参画について学習できる機会を確保するとともに、男女平等参画に関する情報提供体制の充実を図ります。



○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
30	図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書のホームページでの紹介や、特集コーナーを設置して、男女平等参画関係資料を広く紹介します。
31	男女平等参画講座等の実施 【人権・男女平等参画担当】 【生涯学習スポーツ振興課】	多様な世代や属性に向けた男女平等参画講座の実施をとおして、情報提供や学習の機会を提供します。また、生涯学習出前講座においては、「男女平等参画社会の実現に向けて」を講座のテーマに設定し、区民等に学ぶ機会を提供します。



課題5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進

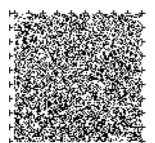
家庭は、区民生活に最も身近な存在であり、子どもが生活習慣や社会生活を営む上での基本的なルールやマナーを身につける場所として重要な役割を担っています。

「意識・実態調査」では、家庭生活の場における男女の地位について、在住者女性の6割強、在住者男性の5割弱が男性優遇であると回答しています。また、社会通念や慣習、しきたりなどについては、在住者女性の9割弱、在住者男性の8割弱が男性優遇であると回答しており、男女で意識がおおむね一致しています（22ページの図1-25参照）。現実の社会には固定的な役割分担意識を前提とした慣行が今なお根強く残っており、それが男女の自由な活動を阻害している面もあります。背景には、人々が無意識に男女の役割に固定的な価値観を与えるいわゆる「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」があることも考えられます。

「男性は仕事、女性は家庭」のような固定的な社会通念や慣習・しきたりを是正し、家庭における男女平等参画を実現するためには、区民一人ひとりが自らの問題として強い意識を持って行動を見直し、こうした慣行を自ら克服する姿勢をとることが重要です。区には、性別による固定的な役割分担の見直しやアンコンシャス・バイアスの解消につながる情報提供や啓発、学習機会の提供等をとおして、区民自身による意識改革を促すことが求められます。

.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人 ひとり	● 当たり前だと思っている身の回りの慣行や制度を見直し、性別役割分担意識に基づくものがあるか、家庭内で話す機会を設ける。
 事業者	● 学校の保護者会等に男性の参加を積極的に呼びかける。 ● 従業員及び管理職を対象に研修の機会を捉えて、男女平等の観点に立った意識啓発や法制度の周知を行う。



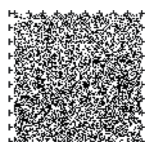
施策の方向1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保



- 男女が家庭において対等な立場でともに参画することの重要性について、様々な世代や属性に向けた啓発や情報の提供、学習機会の提供をとおして周知し、家庭における男女平等参画の実現をめざします。
- 区民や事業者に対して、性別による固定的な役割分担意識の見直しについて強く働きかけて、慣行の中立性を確保します。
- 区に寄せられた男女平等参画に関する苦情や相談については、関連機関との連携により、解決に向けて取り組みます。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
32	性別役割分担意識解消のための啓発 【人権・男女平等参画担当】	国の制度、職場や地域等の慣行の中にある性別役割分担意識解消のため、男女平等参画講座の実施やリーフレット等を活用して、啓発します。
33	男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営 【人権・男女平等参画担当】	区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。
34	各種相談の連携・連絡調整 【各課】	男女平等参画に起因する問題について、相談者の意思を第一に、各相談窓口において、解決に向けた連携・連絡を取り調整します。
35	人権身の上相談等の実施 【人権・男女平等参画担当】	人権擁護委員が人権身の上相談の相談員として、男女平等参画に関する人権問題など様々な人権問題の解決に向けて取り組みます。



課題6 男女平等参画の視点に立った防災対策の充実

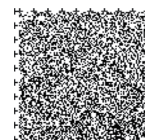
我が国に未曾有の大規模被害をもたらした平成23(2011)年の東日本大震災から10年が経過する中で、平成28(2016)年の熊本地震や近年の相次ぐ台風上陸に伴う風水害等、様々な自然災害が発生しています。大規模な災害は全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子ども、困難な状況にある人々がより多くの影響を受けます。特に、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識のもとで家事・育児・介護等の負担が女性に集中したり、DVや性暴力・性犯罪が生じる危険性が高まったりするとされています。東日本大震災等の被災地では、避難所の運営に男女平等参画の視点が欠けていたことから、女性が様々な苦痛を抱えたという問題が浮き彫りとなりました。

こうした問題に対処するためには、防災対策に男女平等参画の視点を反映させて、女性と男性が災害から受ける影響の違い等を十分に意識することが必要です。

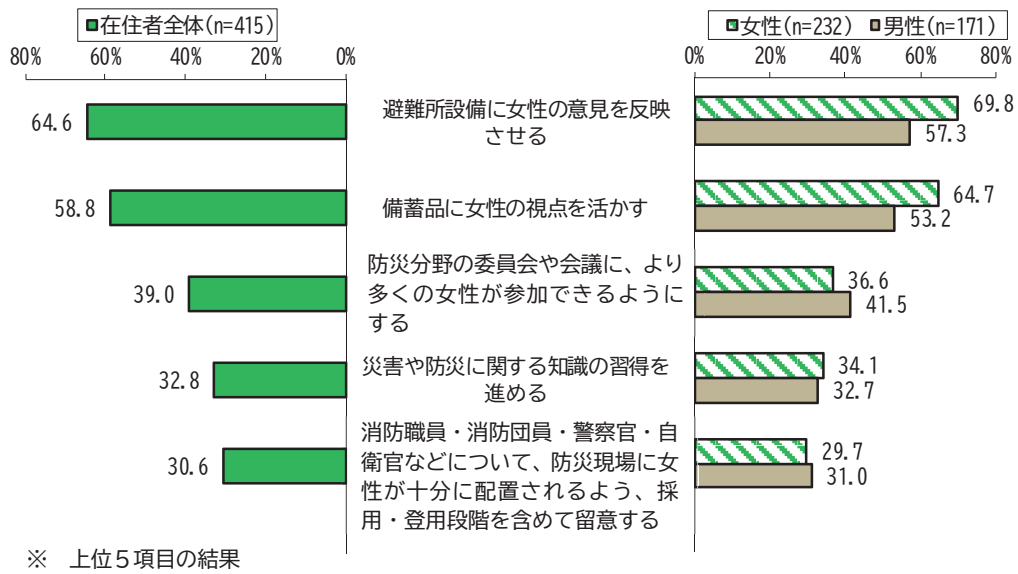
区では、防災対策に「女性の視点」を反映させるため、港区防災会議に「港区地域防災計画に女性の視点を反映させる部会」を設置し、港区地域防災計画に避難所運営や備蓄物資などにおける女性の視点を反映させてきました。

しかし、今回の「意識・実態調査」では、防災分野で男女平等の視点を活かすために重要なこととして、「避難所設備に女性の意見を反映させる」「備蓄品に女性の視点を活かす」と考える回答者が在住者女性の6割台、在住者男性の5割台を占めています。

区の消防団員に占める女性の割合は、全国平均を大きく上回る20%台となっていますが、消防団員をはじめ、港区防災会議など区の防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画をさらに進め、全国各地で頻発する大規模災害等の経験も踏まえた男女平等参画の視点による防災・復興対策をより浸透させる必要があります。

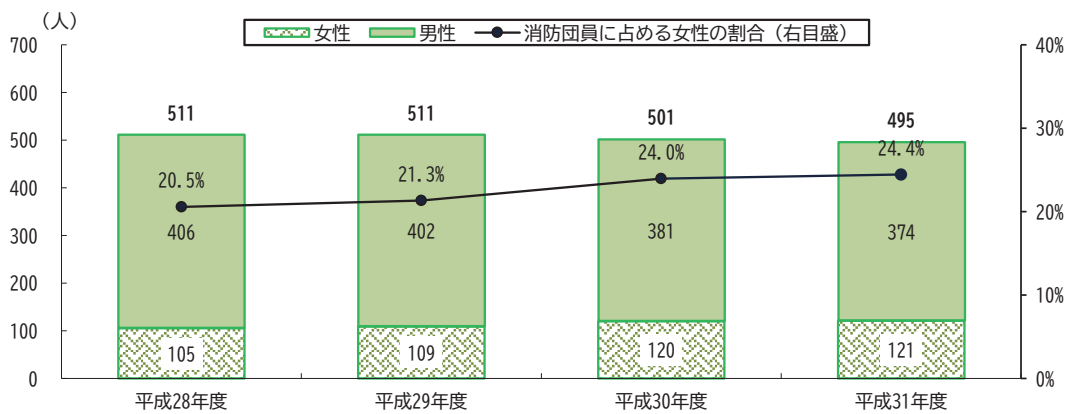


■ 図 2- 8 防災分野で男女平等の視点を活かすために重要なこと

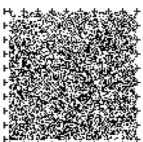


資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）

■ 図 2- 9 区の女性消防団員数及び消防団員に占める女性割合の推移



資料：港区



.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人 ひとり	● 男女平等参画の視点に立った日常から備えられる災害対策、災害時の避難や安否確認、避難所運営の方法を考えておく。 ● 男女ともに男女平等参画の視点から防災対策を推進することを自覚する。 ● 地域（町会、自治会、商店会等）で自主防災組織を立ち上げ男女平等参画の視点から行動する。
 事業者	● 性別にかかわらず、人権を尊重し、安全・安心を確保する。 ● 防災に関する意思決定や防災の現場における女性の参加を拡大する。 ● 防災に男女平等参画の視点を反映することができる女性リーダーや、防災活動を担う女性の人材を育成する。

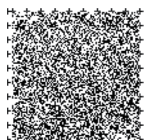
施策の方向1 防災分野における男女平等参画の推進【責任項目3】



- 男女平等参画の視点から防災対策を行うことの重要性を区民及び防災関係者に周知します。
- 港区防災会議など区の防災・復興の政策・意思決定段階、自主防災組織など現場レベルでの女性の参画を促進します。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
36	地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進 【各総合支所協働推進課】	災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進します。また、発災時に的確に行動できるよう地域の防災訓練に女性の参画を進めます。
37	男女平等参画の視点に立った防災対策の推進 【防災課】	女性や高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティの視点を取り入れた防災対策を進め、さらに、感染症対策の点についても、様々な人に配慮した避難所運営や必要な備蓄物資の充実に努めます。



目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する



課題1 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進

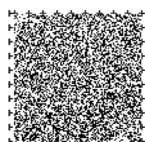
男女ともに仕事と家事や子育て、介護、地域活動等を両立できるようにするためには、就業者自身がワーク・ライフ・バランスの実現を意識することに加え、事業者がワーク・ライフ・バランスを自らの課題であると認識して、積極的な取組を行う必要があります。従業員のワーク・ライフ・バランスが実現することにより、事業者のイメージも向上し、優秀な人材の確保や生産性の向上につながるとともに、ひいては業績の向上といったメリットがもたらされます。

「意識・実態調査」では、社会全体としてワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこととして、在住者の5割強、在勤者の6割強が「職場の理解やトップの意識改革」と回答しており、在勤者の女性に限ると6割台半ばを占めています。

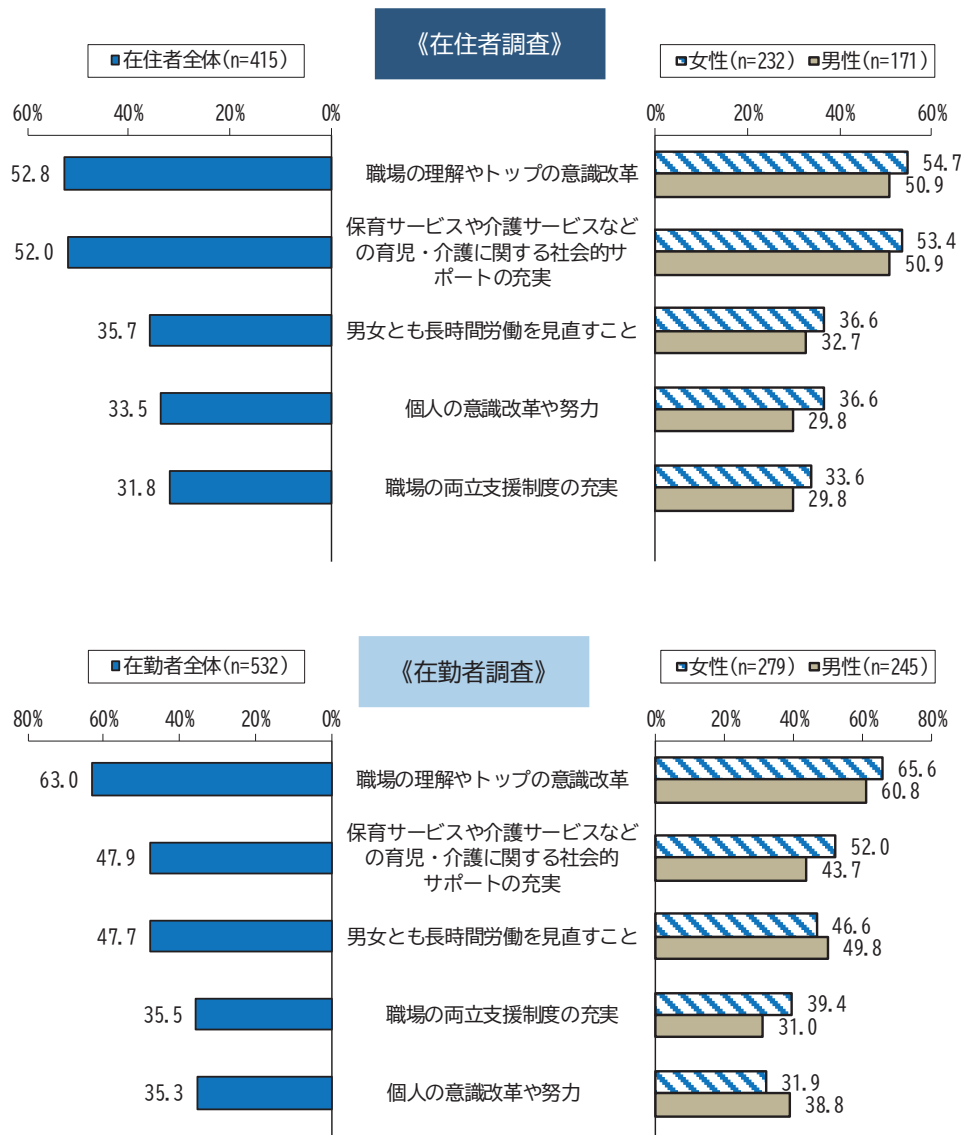
近年、国が推進している「働き方改革」は、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革です。その中でも、長時間労働の是正は働く人一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に結び付くことから、誰もが自らが希望する働き方・生き方を選択し、理想に応じた調和のとれた生活を送ることができるようにするためには、働き方改革に対応した就労環境の整備が重要です。

区としては、区内事業者における長時間労働の改善や年次有給休暇取得に対する意識の改革等、在勤者がワーク・ライフ・バランスを可能とする働き方の実現に向け支援する必要があります。

令和2（2020）年春の新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、我が国全体として在宅勤務・テレワークが急速に普及してきました。こうした働き方の多様化は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて有効であると考えられます。その一方で、在宅勤務・テレワークは仕事と生活との境界が曖昧になりやすく、必ずしも労働時間短縮につながるとは言い切れないことから、適切な運用に配慮することが求められます。

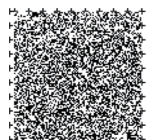


■ 図2-10 社会全体としてワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこと



※ 在住者全体、在勤者全体の上位5項目の結果

資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）



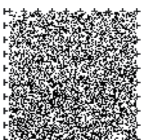
.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人 ひとり	● 多様な生き方・働き方があることを理解し職場で互いに助け合う。 ● 仕事以外での自分の生き方、生活のしかたを考える。 ● ワーク・ライフ・バランスがなぜ重要（必要）なのか考え、理解する。
 事業者	● 社員の私生活に配慮した労務管理を行う。 ● 経営層、管理職層が率先してワーク・ライフ・バランスに取り組む。 ● 新入社員研修等でワーク・ライフ・バランスについての理解を深める。 ● コロナ禍の状況も踏まえ、従業員からの提案等に積極的に耳を傾け、より良い制度へと改善する。

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

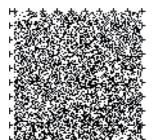


- 区内の事業者及び在勤者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての理解を深めるための取組を行います。
- 区内の事業者に対して「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」や東京都の選定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」といった先駆的な事例や区の支援策を紹介して取組を促します。
- ワーク・ライフ・バランスについて積極的な取組を展開する事業者に対しては、認定制度による顕彰や区との契約に際しての優遇措置等の支援を行います。



○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
1	ワーク・ライフ・バランス推進 企業認定制度の推進（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙や区ホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
2	区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲） 【人権・男女平等参画担当】 【契約管財課】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事及び業務委託の入札やプロポーザル方式による選考の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。
3	事業者向け講座・講演会の開催（再掲） 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業者向けの講座・講演会を効果的に開催します。
4	労働関係法令、各種制度の周知（再掲） 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働関係法（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法）及び女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法などワーク・ライフ・バランスに関連する関係法規、各種制度について周知を図ります。
38	ワーク・ライフ・バランスに関する取組支援 【産業振興課】	区内中小事業者がワーク・ライフ・バランスを推進し、女性の働き方をはじめ労働時間の制度見直しや働き方改革関連法に定める制度の実践を支援する観点から、セミナーや相談会を開催します。また、働き方の基本的な考え方であるワーク・ライフ・バランス推進ハンドブックの配布等を行います。



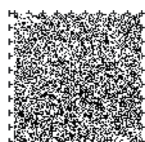
施策の方向2 働き方改革に対応した職場環境の整備促進【責任項目4】



- 働きながら子育てや介護をする男女の両立支援や、労働時間短縮・年次有給休暇の取得促進等をととして、男女が希望するワーク・ライフ・バランスを実現させるための職場づくりを支援します。
- 勤務場所や時間を柔軟に設定できる働き方に対する情報提供を行います。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
39	事業者に対する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の啓発 【人権・男女平等参画担当】	従業員 100 人以下の事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の普及・啓発とあわせて、計画の策定へ向けた啓発を進めます。
40	仕事と家庭の両立支援事業の実施 【人権・男女平等参画担当】	中小企業における仕事と子育て・介護を両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金を交付します。
41	多様で柔軟な働き方促進への啓発 【人権・男女平等参画担当】	国基準以上の就業規則の設定、長時間労働の見直し、サービス残業の解消、年次有給休暇の確実な取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供を行い、啓発を進めます。



課題2 安心して子育てできる環境づくり

子育て期の男女が仕事と子育てを両立させるためには、働く場における支援策の充実が必要ですが、その前提として地域で安心して子育てできる環境が整備されていることが重要です。

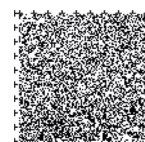
「意識・実態調査」では、女性が結婚や出産をしても働き続けることの妨げになっていることとして、在住者の6割弱が「子育てと仕事の両立が難しい」、5割弱が「子どもの預け先（保育園や学童保育など）が確保できない」と回答しています。また、安心して子どもを産み育てていける社会にするために区が取り組むべきこととして、在住者女性の5割強、男性の5割台半ばが「保育園の待機児童を解消する」と回答しています。

区では、待機児童解消策として区立認可保育園の新設や改築・改修、港区保育室の整備や私立認可保育園の誘致等、様々な手法により積極的に保育定員の拡大に取り組んできました。その結果、平成31（2019）年4月には待機児童ゼロを達成し、令和2（2020）年4月も待機児童ゼロを継続することができました。引き続き、「港区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、全ての子どもの健やかな育ちを実現するための施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

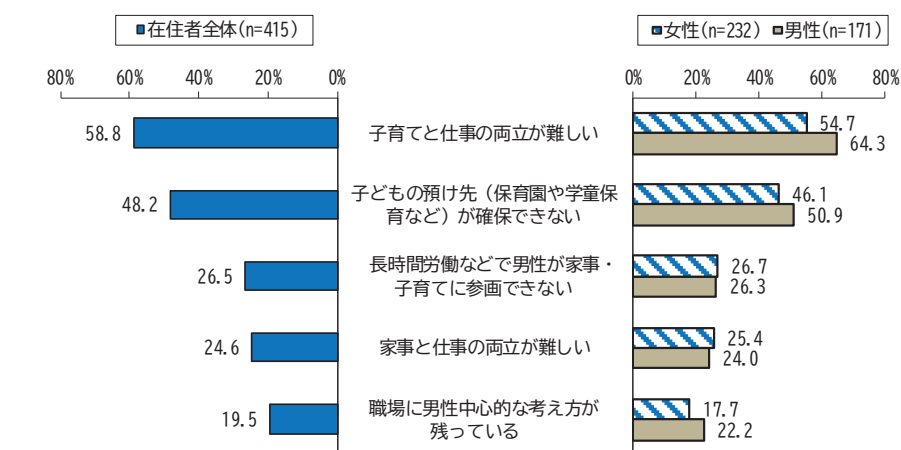
なお、施策の推進に当たっては、出産期・就学前の時期・就学後の時期といったライフステージごとに必要となる支援が異なることから、出産・育児期間中の就労継続を希望する女性、一時的に子育てに専念して再就職を希望する女性それぞれの選択を尊重した支援を行うことが求められます。

ひとり親家庭は、家事・育児と家計維持のための仕事を親自身が1人で担う必要があるなど、両親家庭に比べて特に大きな負担を抱えるケースが多くなっています。ひとり親家庭の父親や母親は、ともに大半が就労しているものの、母親の場合は不安定な雇用形態であることが多く、経済基盤が脆弱な状況に置かれています。ひとり親家庭の親が希望する勤務形態で十分な収入を得て、安定した生活を送ることができるよう、就労支援の強化や、多様で柔軟な働き方が可能な職場環境づくりの実現が課題となります。

区には、ひとり親家庭の生活の安定やワーク・ライフ・バランスの実現のため、母子家庭・父子家庭それぞれの特性に応じたきめ細かく幅広い支援を行うことが求められています。



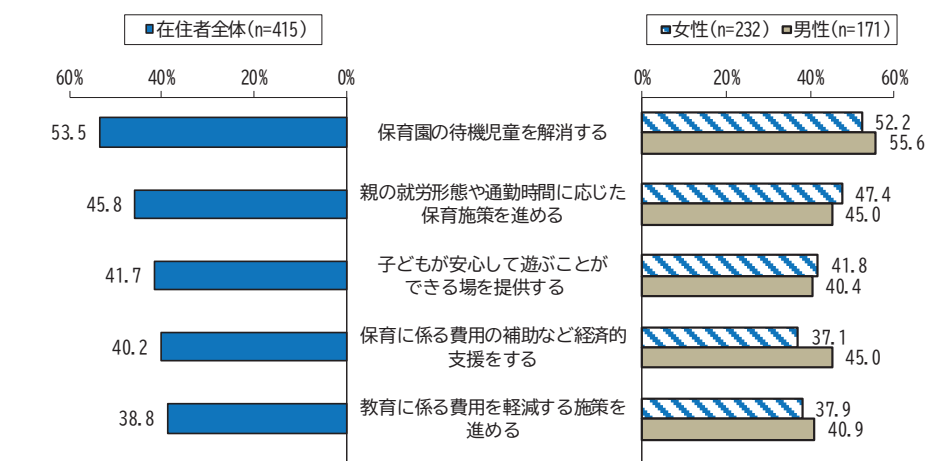
■ 図 2- 11 女性が仕事をもち続けるときの妨げ



※ 在住者全体の上位 5 項目の結果

資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）

■ 図 2- 12 安心して子どもを産み育てていける社会にするために区が取り組むべきこと



※ 在住者全体の上位 5 項目の結果

資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）



.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人 ひとり	● 子育て中の親を周囲が助け合いの気持ちを持って見守り、一人で子育ての悩みを背負い込まずに地域みんなで子育てを楽しむ。 ● 企業や公的機関が行っている様々な子育て支援サービスについての情報を収集し活用する。 ● 男性も育児、家事労働に積極的に取り組み、責任を共有する。 ● ひとり親家庭に関する行政の支援制度等の情報を伝え、困ったときには周囲が手助けできることを伝える。
 事業者	● 本人の意向なく、従業員の育児期間中の住居異動を伴う人事異動を自粛する。 ● 育児期の従業員の働き方に配慮し、多様な働き方について、ほかの従業員との相互理解を深める努力をする。 ● 育児休暇等を取得した従業員が不利益にならない人事評価制度をつくる。 ● ひとり親家庭を含めて、従業員が子育てや家族の問題について配慮し、気軽に話すことのできる職場環境をつくる。

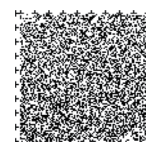
施策の方向1 保育環境の充実



➤ 仕事と子育ての両立を支援するため、保育施設の一層の充実や、一時預かり事業の拡大など各種子育て支援サービスの充実を図ります。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
42	保育施設の充実 【保育政策課】	待機児童ゼロを継続するため、保育施設の充実を図ります。また、地域によって保育施設の定員に空きが生じてきている状況を踏まえ、人口動向や社会経済情勢の変化が保育需要に及ぼす影響を注視しながら、保育定員の管理に取り組みます。



No.	事業名【担当課】	事業内容
43	病児・病後児、年末、休日等保護者支援の保育事業の充実【保育課】	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育、年末保育、休日保育を実施します。また、保護者の経済的負担を軽減するため、認証保育所や東京都または区市町村の指導監督基準を満たす証明書の交付のある認可外保育施設に通う場合の保育料と認可保育園の保育料との差額を助成します。さらに、生計を同一にしている兄や姉がいる第2子以降の保育料（給食費）を無料とします。
44	一時預かり事業の充実【保育課】 【子ども家庭支援センター】	家庭における保育が困難な乳幼児を一時的に保育する一時預かり事業の充実を図ります。
45	みなと保育サポート事業の充実【子ども家庭支援センター】	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、みなと保育サポート事業（定期利用保育事業）の充実を図ります。

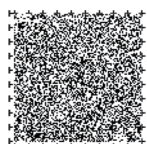
施策の方向2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備



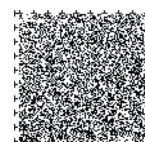
- 子ども家庭支援センターや保育園、幼稚園等による子育て・子育て支援活動の充実を図ることにより、地域で子どもが健やかに育つための環境を整備します。
- 子育てを負担に感じたり、地域で孤立しがちな子育て中の親の不安感・孤立感を解消するため、子育てを通じた地域での交流の活性化や相談支援を図り、子育て中の区民の積極的な社会参画を支援し、積極的なフォローアップを行います。

○ 事業

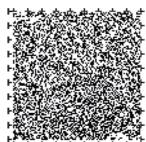
No.	事業名【担当課】	事業内容
46	うさちゃんくらぶの実施【健康推進課】	第1子で生後2か月～3か月の赤ちゃんと保護者の子育ての仲間づくりを目的とした参加者同士の交流会を行います。
47	児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進【各総合支所管理課】	児童館等で乳幼児や保護者向けの支援事業を推進し、保護者同士の交流活動を促進します。また、地域の子育てサークルへの支援を行います。



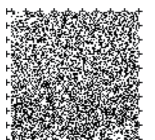
No.	事業名【担当課】	事業内容
48	子ども家庭支援センター事業の充実 【子ども家庭支援センター】	子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら虐待の未然防止・迅速な対応・適切な支援を行います。また、子育てコーディネーター事業等を通じ子育て支援に関する在宅サービスの調整・提供・連携を行います。さらに子育てサークル支援、地域の子育てネットワーク活動の支援に取り組みます。
49	子育てひろば事業の充実 【子ども家庭支援センター】	親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談等を行う子育てひろばの充実を図ります。
50	育児サポート子むすびの実施 【子ども家庭支援センター】	保育施設等への送迎や保育等、利用会員と協力会員を結び、助け合いによる子育て支援を行います。
51	ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実 【子ども家庭支援センター】	ショートステイ事業（家庭で一時的に子育てが困難な場合の短期間の養育）やトワイライトステイ事業（仕事等で帰宅が夜間になる場合の預かり）の充実を図ります。
52	幼稚園教育の充実 【学務課】 【教育指導担当】	改訂した小学校入学前教育カリキュラムを活用し、幼稚園教育の充実を図ります。また、地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入れ体制を確保します。
53	幼稚園での子育てサポート保育の実施 【学務課】	希望する在園児を対象に区立幼稚園全園で、午後4時30分までの預かり保育（子育てサポート保育）を実施するとともに、幼児の生活リズムへの配慮や家庭との連携を踏まえた上で、保育内容の充実に努めます。また、第2子以降の年間利用の子育てサポート保育料を無料とします。



No.	事業名【担当課】	事業内容
54	保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【各総合支所管理課】 【保育課】 【学務課】 【教育指導担当】	「保育園であそぼう」では、保育士、看護師、栄養士等が育児相談に応じます。親子が園児や他の親子と遊ぶ場や育児情報を提供することで育児不安の解消を図ります。また、電話での育児相談にも応じます。 幼稚園において、「未就園児の会」の実施や子育ての相談、幼稚園に関する情報の発信、親子で在園児と交流できる場の提供等を行います。保育園、幼稚園、認定こども園等では、5歳児保護者向けのリーフレット「みなときっずなび」、3、4歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック」の保護者会や懇談会等での活用をさらに促進し、積極的に地域の子育てを支援します。
55	子育てセミナーの充実 【子ども家庭支援センター】	保護者が必要としている育児に役立つテーマを選定し、家庭での教育や子育てについて学習する講座を開催します。
56	家庭教育学級（自主）の実施 【生涯学習スポーツ振興課】	区立幼稚園、小・中学校の各PTA、社会教育関係団体に登録している子育てグループが、家庭教育に関するテーマについて学習する際、教育委員会が講師謝礼を負担します。
57	よちよち子育て交流会の実施 【赤坂地区総合支所区民課】	子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、赤坂区民センターと青山いきいきプラザで「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、栄養士等の専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぽーと」の「子育て・家族支援者」等の地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。
58	ほっとひといき子育て支援事業の実施 【高輪地区総合支所区民課】	乳幼児を持つ保護者に対して、育児相談や育児情報の提供、交流会を実施します。地域の身近な場所で楽しみながら保育士やその他の専門職に相談できる場をつくるとともに、必要に応じて区の保健師や地域の関係機関と連携し、育児の不安解消につなげます。また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進することで、孤立せず安心して子育てできるよう支援します。



No.	事業名【担当課】	事業内容
59	子育てあんしんプロジェクトの実施 【芝浦港南地区総合支所区民課】	地区内9施設と協力し、子育て支援として年間90回の開催を予定しています。子育ての不安や悩みを保健師等の専門職に相談できる環境を維持し、子どもの発達相談、保護者の気持ちの相談等に対応します。 保護者同士の交流の場を提供し、地域内での子育てを支援します。 令和3年度は、対象者を拡大し、「乳幼児（未就学児）」とその保護者」に加え「妊婦」も対象とします。
60	子育て王国基金の運営実施 【子ども家庭課】	基金を活用して仕事と子育ての両立を支援し、子どもたちの健やかな育ちを支えます。
61	放課後等の居場所づくりの推進 【各総合支所管理課】 【子ども家庭課】 【生涯学習スポーツ振興課】	児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。



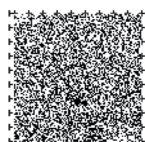
施策の方向3 ひとり親家庭への支援



➤ ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立に向けた支援を行います。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
62	ひとり親家庭等医療費助成 【子ども家庭課】	所得限度額未満のひとり親家庭の父又は母若しくは養育者と15歳～18歳のその児童を対象に、医療費の自己負担分の一部を助成します。
63	ホームヘルプサービスの充実 【子ども家庭支援センター】	小学生以下のひとり親家庭の父又は母への育児・家事援助サービスを、午前7時～午後10時までの間の1日1回4時間上限（1月当たりの利用時間数上限あり）で実施します。
64	児童育成手当等の支給 【子ども家庭課】	児童育成手当を18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親家庭に支給します。また、障害手当を20歳未満で障害のある児童を扶養する家庭に支給します。なお、東京都の制度に基づく支給要件・支給制限があります。
65	母子生活支援施設入所実施 【子ども家庭支援センター】	18歳未満の子どもを養育している、DVからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯及び母子世帯に準ずる世帯が、一定期間入所している間、施設の専門員による心身と生活を安定するための相談・援助を行い、再び自立生活を営めるよう支援します。
66	母子及び父子福祉資金の貸付 【子ども家庭支援センター】	ひとり親家庭に対して生活・就学・修学等に必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
67	児童扶養手当の支給 【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
68	ひとり親就労支援の実施 【子ども家庭支援センター】	ひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等を通じて就労を支援します。
69	エンジョイ・セレクト事業《新規》 【子ども家庭課】	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等に対し、食料品や日用品の給付を月1回行います。



課題3 仕事と介護の両立に向けた支援

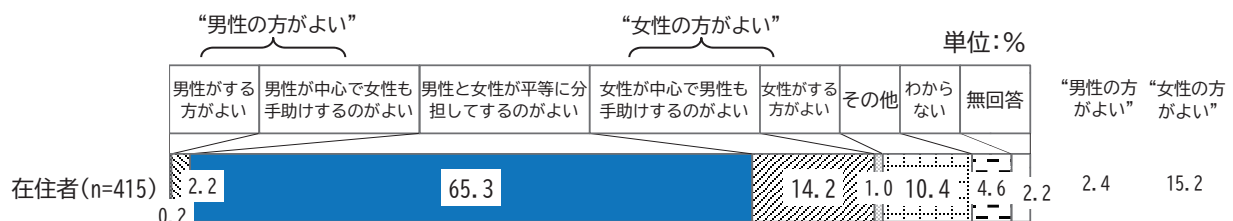
我が国の高齢者人口は増加を続けており、総人口の28.1%（平成30（2018）年）を占めています。本計画期間中の令和7（2025）年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、これまで以上に介護を要する高齢者が増加することが見込まれます。港区の高齢化率は17.0%と全国平均を下回っているものの、「高齢社会」と呼ばれる水準にあります。また、障害者福祉に関する法制度の整備や、障害福祉サービスの充実等を背景に、身体障害者手帳、愛の手帳等を持つ区民も増加傾向にあります。

その一方で、介護・介助を要する高齢者・障害者の増加に伴い、働きながら家族の介護を行う区民も増加し、介護と仕事の両立に悩んで仕事を辞めざるをえないという「介護離職」が今日の課題となっています。さらに、社会の晩婚化と晩産化を背景として、子育てと家族の介護に同時に直面する「ダブルケア」の問題も表面化しています。

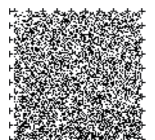
「意識・実態調査」では、家庭での介護の望ましい形として「男性と女性が平等に分担してするのがよい」が在住者全体の6割台半ばを占めています。しかし、家庭で実際に介護をしている夫婦のうち、夫婦が同じくらい介護に携わっているという在住者は3割以下であり、在住者女性の5割、在住者男性の5割弱は主に妻（女性）が介護を行っていると回答しているなど、意識と実態が一致していない傾向が見られます。

区には、高齢者・障害者が自らの意欲・能力を生かして仕事や地域活動に参画し、豊かな生活を実現させるための支援と、働きながら介護を行う区民や介護離職した区民に対する支援を行うことが求められています。

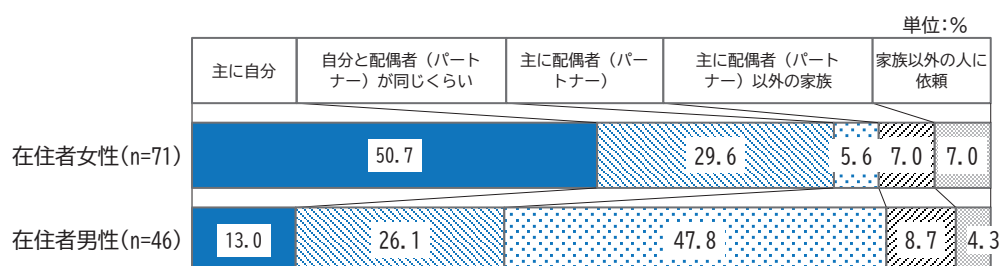
■ 図2-13 家庭での介護について望ましい形



資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）



■ 図 2- 14 家庭における親や家族の介護についての役割分担



※ 家庭で親や家族の介護を行っていると回答した者の結果

資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）

区民一人ひとり、事業者が取り組めること



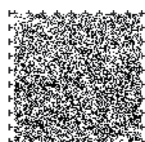
区民一人
ひとり

- ひとり暮らしの高齢者や介護をしている人に積極的に声をかけ、見守る。
- 介護をしている人たちが気軽に話し合える場をつくる。
- 介護技術等の講座に参加してみる。



事業者

- 仕事と介護の両立が図れるように、全従業員に情報提供する。
- 仕事と介護の両立の悩みを話せる風土にする。
- 高齢者、障害者の雇用について、必要に応じて専門機関から支援を求める。
- 高齢者、障害者の問題を自分自身の問題として考えられるような研修を行う。



施策の方向1 高齢者・障害者の自立支援



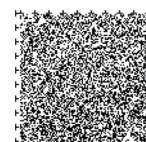
- 高齢者・障害者の健康の保持・増進を支援し、地域活動への積極的参加を促すことで、自ら希望する形でいきいきと暮らすことができる社会づくりをします。

○ 事業

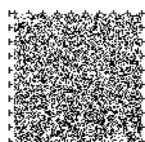
No.	事業名【担当課】	事業内容
70	高齢者の就業支援 【保健福祉課】	港区シルバー人材センターでは、長年培ってきた経験や能力を発揮したい高齢者に向けて様々な仕事を紹介するとともに、いきがいづくりにつながる地域貢献活動も実施しています。 港区シルバー人材センターの活動を広報みなと等で周知するとともに、運営等に対する支援を行います。
71	障害者の就労支援 【障害者福祉課】	障害者の自立を一層促進するため、生産性や工賃の向上をめざす事業所の支援を強化し、働く場の充実と、障害者就労における多様な働き方の実現をめざします。 また、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。
72	老人クラブの育成と運営助成 【各総合支所協働推進課】 【保健福祉課】	高齢者が地域社会と一体となり活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。 また、各老人クラブの育成指導と会員相互の親睦を図ることを目的とした港区老人クラブ連合会の運営を支援します。
73	いきいきプラザ等での高齢者のいきがいづくりの応援 【各総合支所管理課】 【高齢者支援課】	敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施します。

第3章

目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する



No.	事業名【担当課】	事業内容
74	地域生活支援センターなど精神障害者を支える地域の支援 【障害者福祉課】	オープンスペースの提供や相談支援、各プログラムの実施等、利用者の社会復帰及び社会参加に必要な場所の提供及び事業を実施します。 ※令和3年6月からは港区立精神障害者支援センターとなり、既存事業のほかに、就労継続支援B型や短期入所、区独自の生活体験プログラム事業を新たに実施し、精神障害者に対する一貫した支援を実施します。
75	家庭訪問保健指導の実施 【各総合支所区民課】	心身の健康に関する不安、悩みがある人及び家族を対象に家庭訪問をします。病気の予防や療養方法の指導、栄養指導を行い健康の保持・増進を図ります。
76	高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施 【高齢者支援課】	従来型の施設に通う介護予防事業に加え、ICTを活用した介護予防事業や、社会参加につながる新規プログラムの開発、みんなといきいき体操の普及等、介護予防の取組の更なる推進を図ります。
77	自立訓練（機能訓練）事業の実施 【障害者福祉課】	在宅で18歳以上の身体障害がある人に対し、障害保健福祉センターで、利用者の自立及び社会参加の促進を図る事業を実施することで健康の保持増進を図ります。
78	高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施 【高齢者支援課】	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれている中、生活環境の変化や多様化するニーズに対応し、見守り機能を持つ配食サービスや訪問電話、在宅生活への支援として入浴支援用具やシルバーカー等の日常生活用具の給付、介護が必要な方へ紙おむつ給付、福祉キャブ運行等のサービスを提供し、在宅生活の支援の充実を図ります。また、各地区に配置したふれあい相談員による、ひとり暮らし高齢者等の見守り、支援を進めます。
79	高齢者のセーフティネットワーク構築の推進 【高齢者支援課】	「高齢者地域支援連絡協議会」や各地区の「地区高齢者支援連絡会」での情報交換や協議を踏まえ、高齢者を取り巻く地域の様々な機関、活動主体、高齢者の見守り協定先事業者などと協働し、地域での日々の見守りや虐待防止、消費者被害の防止などの、高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築を推進します。



No.	事業名【担当課】	事業内容
80	認知症と共生する地域づくりの推進《新規》 【高齢者支援課】	パンフレット等の活用による認知症への理解促進や、認知症サポーターやボランティアの養成、総合支所・保健所・高齢者相談センター（地域包括支援センター）等との連携による、認知症高齢者や若年性認知症への相談対応の充実、オレンジカフェ（認知症カフェ）の実施による相談や情報提供等の支援等を実施します。
81	高齢者、障害者虐待防止・養護者支援事業の実施 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	高齢者虐待、障害者虐待防止対策を実施し、養護者を支援するための各種取組を実施します。

第3章

目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する



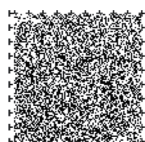
施策の方向2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実【責任項目5】



- 高齢者・障害者の在宅介護の担い手の多くが女性に偏っている現状を踏まえ、介護保険制度や障害者福祉制度の普及・啓発を図り、サービスの利用を促します。
- 在宅介護を担う区民、特に働きながら家族の介護を行う区民に対する支援の充実を図り、介護離職することのない環境づくりを進めます。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
82	介護人材の確保・支援 【介護保険課】	介護人材を確保するため区内の事業所で介護に従事することを要件に介護の資格取得の助成を行います。
83	施設入所介護サービスの充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備・充実を図ります。障害者支援施設等でのサービスの充実を図ります。
84	通所介護サービスの充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	高齢者、障害者に対し、高齢者在宅サービスセンターや障害保健福祉センター等で日常生活能力等の訓練を通所で実施します。
85	ショートステイの充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	特別養護老人ホーム等の介護施設に短期間入所し、日常生活の世話や機能訓練等を行うことで、在宅で生活する高齢者及び障害者を支援します。



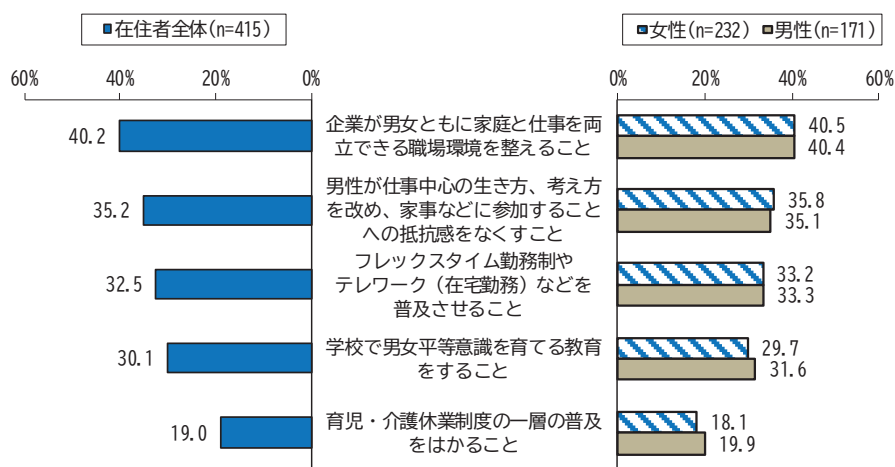
課題4 男性の家庭・地域への参加促進

男女平等参画社会とは、「男性だから」「女性だから」ということではなく、男女がともに互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会です。しかし、現実には人々の意識や慣習など社会全体に男女の固定的な役割分担意識が根強く残っていたり、男性自身が家事や地域活動に参画することへの抵抗感を抱いていたたりする実態があります。

「意識・実態調査」では、男性が女性とともに家事、子育てや介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこととして、在住者の4割が「企業が男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境を整えること」を、3割台半ばが「男性が仕事中心の生き方、考え方を改め、家事などに参加することへの抵抗感をなくすこと」と回答しています。また、結婚している家庭における休日の家事・育児に携わる平均時間を見ると、女性では共働きか否かを問わず3時間以上という回答が5割台であるのに対し、男性では共働きか否かを問わず2時間未満という回答が6割以上を占めています。

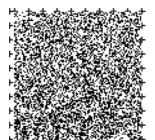
男女平等参画やワーク・ライフ・バランスは女性だけの問題ではなく、男性を含めた全ての人にとって重要な問題です。女性だけでなく男性も仕事と家事や育児、介護、地域活動等を両立するためには、職場における長時間労働や休暇取得に対する風潮を見直すことに加え、男性自身の家庭や地域活動に対する意識の改革が不可欠です。区は、区内事業者における取組を支援するとともに、男性が家庭や地域活動に参加しやすく感じられるような環境整備を行うことが求められます。

■ 図2-15 男性が家事や子育て、介護、地域活動等に参加するために必要なこと

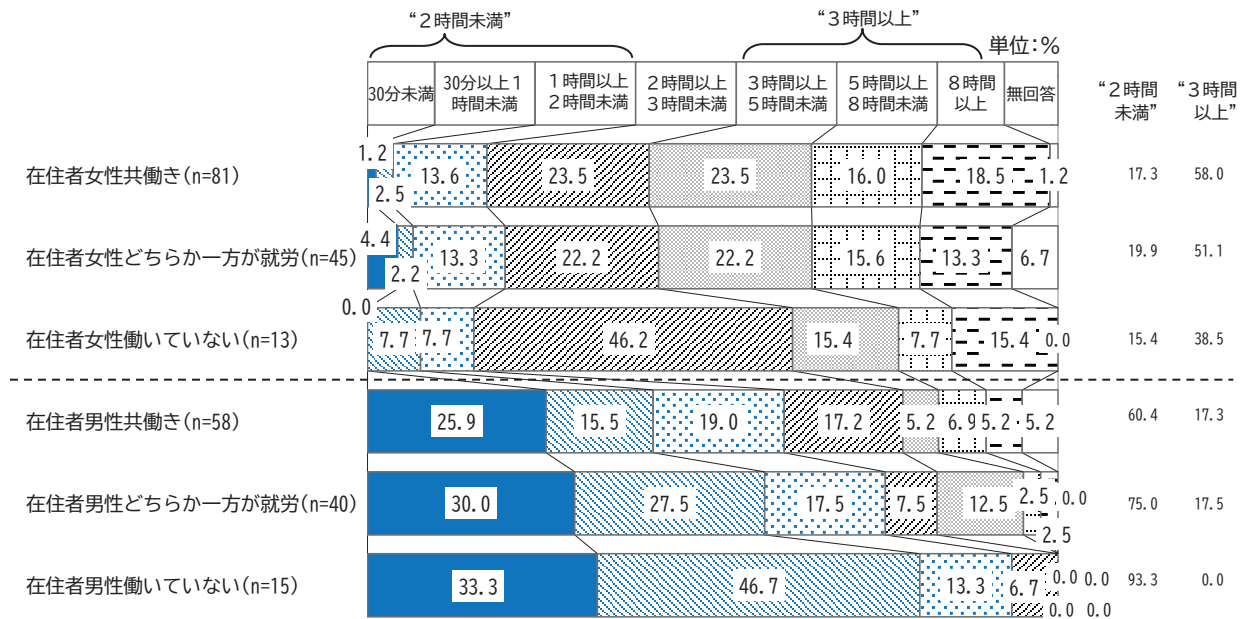


※ 在住者全体の上位5項目の結果

資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）



■ 図2-16 家事・育児に携わる1日の平均時間（休日）



資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）

区民一人ひとり、事業者が取り組めること



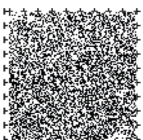
区民一人
ひとり

- ビジネス経験を地域に生かす。
- 地域の行事や集まりに男性の積極的な参加を促す。
- 男性が家事など家庭内の仕事に関心を持ち積極的に関わっていく。
- 地域に居場所をつくり、仲間を見つける。

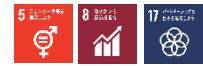


事業者

- 育児・介護支援制度の概要や利用方法の詳細を解説したパンフレットを作成し、配布する。
- 男性の家事・育児・介護参画に関する意識啓発を行う。
- 男性の家庭・地域参画を推進するための制度を整備する。



施策の方向1 男性の働き方の見直しの促進



- 男性就業者、特に子育て中の男性の労働時間が長くなりがちという現状を踏まえ、区内事業者に対して従業員の長時間労働の見直しを促します。
- 区内事業者に対し、在宅勤務・テレワーク等の多様な働き方を可能とする仕組みの導入を図るなど、男性従業員の働き方の見直しにつながる取組を促します。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
1	ワーク・ライフ・バランス推進 企業認定制度の推進（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙や区ホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
86	長時間労働の是正に向けた制度の周知・啓発《新規》 【人権・男女平等参画担当】	働き方改革関連法の順次施行を踏まえ、働き方改革の必要性や労働時間に関する制度の見直し等について、情報提供をとおして啓発します。

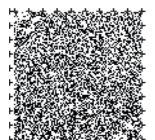
施策の方向2 男性の家庭・地域への参加のための支援



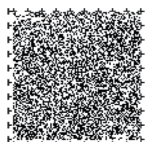
- 男女がともに仕事と家庭生活や地域・個人の生活を調和させて自立した生活を送ることができるようにするため、学習機会の提供や啓発等をとおして男性の家事、子育て、介護、地域活動への参画を促します。
- 区内事業者が男性従業員の育児・介護参画を進める上での手助けとなるような情報の提供等の支援の充実を図ります。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
87	男性向け講座の充実 【人権・男女平等参画担当】	男性向けの地域参画や家事技術を学ぶ講座や育児中の父親向け講座、男性の生き方を考える講座等の充実を図り、男性が人生を豊かにし自分らしく生きていくことを支援します。



No.	事業名【担当課】	事業内容
88	男性の育児休業・介護休業への 取組の支援 【人権・男女平等参画担当】	「仕事と家庭の両立支援事業」において、男性の子 育て支援奨励金や介護支援奨励金を交付し、中小 企業における男性従業員の育児参加を促進し、介 護による離職の防止を図ります。



目標3

人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する



課題1 人権を尊重する意識の醸成と性別等による差別の根絶

全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きるためには、地域で暮らす誰もがお互いを尊重して認め合い、人権に配慮した行動をとり、偏見や差別のない地域社会とすることが必要です。

令和元（2019）年5月に改正された女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法では、職場におけるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）防止対策の強化として、事業主がハラスメント防止措置をとること等が義務付けられました。また、平成29（2017）年7月には性犯罪の厳罰化を定めた改正刑法が施行されるなど、近年この分野における法令の改正が相次いでいます。

「意識・実態調査」では、ここ5年以内にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、育児休業・介護休業にかかるハラスメント、モラル・ハラスメント*、SOGIハラスメント*のいずれかを受けたことがある回答者が在住者で3割強、在勤者ではほぼ4割いることがわかりました。

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものです。区はあらゆる暴力の防止に努めるとともに、相談機能の充実や、相談窓口等における二次的被害の抑止を図ることが重要です。

区は令和2（2020）年4月の改正港区男女平等参画条例で、性別等（性的指向又は性自認を含む。）による差別的取扱いの禁止を規定しました。性的マイノリティとされる人々の人権を擁護するとともに、区民に対して多様な性のあり方についての理解を広めるための取組が必要です。

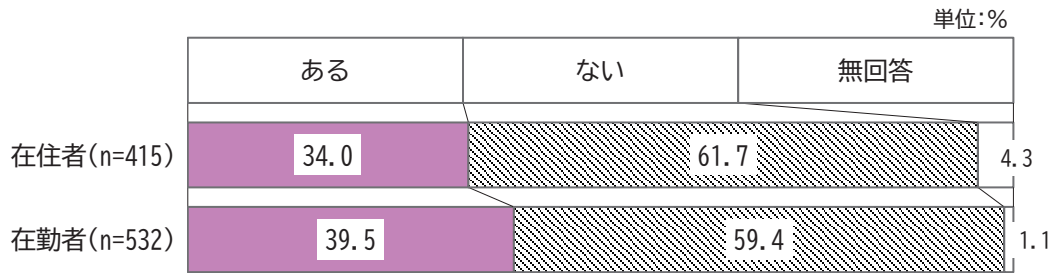
また、令和3（2021）年4月に設置する児童相談所では、児童虐待や非行をはじめとする子どもと家庭の問題についてきめ細かな対応が求められます。

第3章

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する



■ 図 2- 17 ハラスメントを受けた経験



資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）

.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

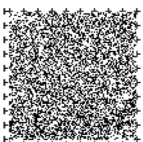
	区民一人 ひとり	● 日常生活の様々な場面で男女が平等に人権を持つことに理解を深め、周囲の人権侵害に関心を持つ（見て見ぬふりをしない。）。 ● いじめや虐待の防止をとおして人権について考える。
	事業者	● 人権についての研修を行い、職場（学校など含む。）における人権侵害（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、性差別等）について理解し、認識を高める。 ● 国・東京都・区が持つ関連施設や研修講座等を積極的に活用し、従業員の人権意識を高める。 ● ハラスメント対策を事業者が行うべき取組だと認識し、相談窓口の設置等、相談体制を整える。

* モラル・ハラスメント

主に親・恋人・配偶者・教師・上司・同僚などが、言葉や態度、文書などにより特定の人を繰り返し攻撃し、人としての尊厳や人格を傷つける嫌がらせを行うこと

* SOGI ハラスメント

性的マイノリティの人に対する差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力、不当な異動や解雇、他人の性的指向・性自認を無断で公表すること



施策の方向1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供



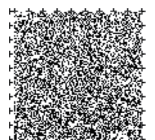
- 全ての人がお互いの人権を尊重し合うとともに、暴力のない地域社会づくりに向けて、あらゆる暴力の予防と根絶に向けた意識啓発・情報提供を強化します。
- 国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、性暴力はあってはならないという意識啓発を図ります。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
89	人権尊重に関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画条例の基本理念に基づき、全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることができる地域社会をつくるために、講演会・パネル展の開催や、広報紙等を活用して意識啓発を進めます。
90	ストーカー行為に関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動にあわせたパネル展等で啓発を図ります。また、講座の開催やパンフレット等を配布します。
91	児童虐待に関する意識啓発 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】	児童虐待は発見した人が子ども家庭支援センター等に通告する義務があります。本来子どもを守るべき身近な大人から受ける児童虐待は表面化しにくいいため、地域住民や子ども自身が権利侵害として認識し、適切な対処ができるよう、発見者の通告義務も含め啓発を進めます。また、子どもの心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害である児童虐待について、講座の開催やパネル展等で啓発を図ります。
92	女性のための防犯講座の実施 【危機管理・生活安全担当】	防犯に関する知識・意識向上を図り、自分自身で身を守ることを心掛けてもらうとともに、みんなと安全安心メール等で必要な情報を配信します。

第3章

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する



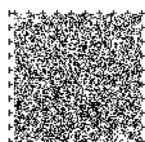
施策の方向2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決



- 職場や学校、地域のいろいろな場で発生しうるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）についての認識を深め、その予防に向けた意識啓発・情報提供を行います。
- ハラスメントの発生を確認した場合には、被害者に寄り添いながら解決に向けた支援を行います。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
93	様々なハラスメントに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	職場や学校、家庭、地域等、あらゆる場で起こるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント等）について、区広報紙への啓発記事の掲載、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。
94	女性・子ども・家庭の相談充実 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【教育指導担当】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）における女性福祉相談・家庭相談は、令和3年4月から子ども家庭支援センターの相談業務に統合し、子どもと家庭が直面している様々な課題について、ワンストップで総合的に支援できる体制を整備します。また、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制の充実を図ります。
33	男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。



施策の方向3 港区子ども家庭総合支援センターの整備



- 区は、令和3（2021）年4月に児童相談所を設置し、子どもと家庭の様々な相談に応じ、迅速かつきめ細かな支援を行います。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
95	児童相談所の設置による迅速かつきめ細かな支援《新規》 【児童相談課】	児童相談所では、児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。迅速に安全確認、調査、相談を行い、必要に応じ、一時保護、里親委託、施設入所等を行います。子ども家庭支援センターや地域の関係機関と連携し、子どもと家庭の状況に応じた切れ目のないきめ細かな援助を行います。

施策の方向4 性別等による差別の根絶に向けた働きかけ【責任項目6】



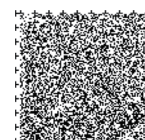
- 男女平等参画条例の趣旨の普及に努めるとともに、性の多様性に関する人権課題についての区民の理解と配慮を促します。
- 性的マイノリティの児童・生徒に対する理解を深めるため、小・中学校における教育や啓発の充実を図ります。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
96	SOGIEに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	身体の性（生物学的性）と心の性（性の自己意識）が一致しない、恋愛等対象の性が異性ではない、性別表現が性自認と一致しないなど性のあり方は多様です。SOGIE（性的指向や性自認、性別表現）に関する理解を深め、偏見や差別をなくすため、広報紙や講座、パネル展等で啓発を進めます。
97	教育分野における理解促進《新規》 【教育指導担当】	道徳科や保健体育科（保健領域）、総合的な学習の時間において、性の多様性について学習します。また、その取組内容について、保護者会等を通じて保護者へ周知します。

第3章

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する



課題2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは多くの場合、家庭という私的な生活の場で発生するため、被害が潜在化しやすく、暴力が激しくなって被害が深刻化、長期化しやすいという特徴があります。加害者が繰り返す身体的、精神的、経済的、性的な暴力によって、時には被害者の命が危ぶまれる事態も引き起こされます。

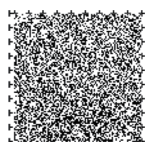
我が国のDV被害者は、女性が多くを占めています。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性蔑視等の意識があるものと考えられます。近年、区ではDV相談件数が減少傾向にありましたが、コロナ禍による自粛生活を要因の一つとして、令和2（2020）年度は一転して相談件数が増加しており、引き続き、配偶者に対するあらゆる暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

あわせて、若年層における交際相手からの暴力である「デートDV」の問題については、DVに比較して認知度が低く、啓発の強化が必要です。DVを未然に防止する観点からも、特に若年時から暴力を伴わない人間関係を構築するための教育が欠かせません。

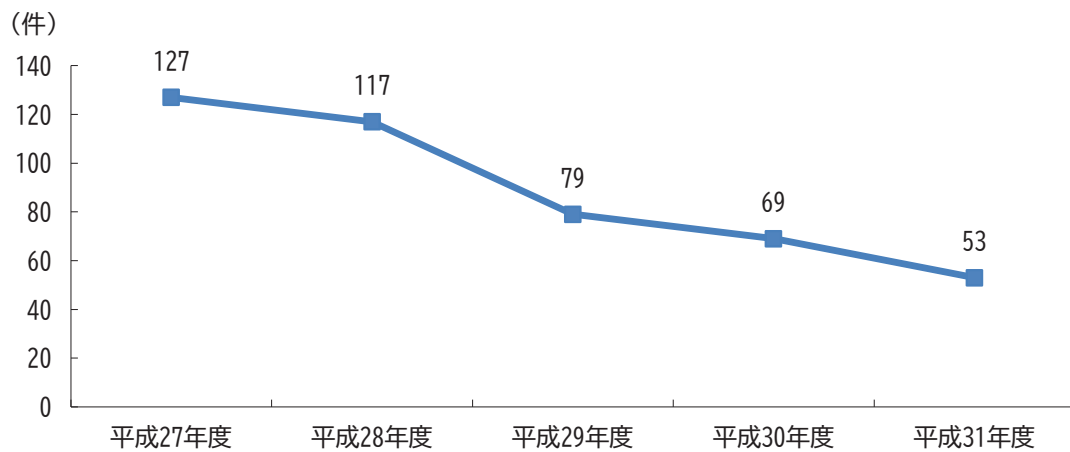
「意識・実態調査」では、ここ5年以内にDV被害を受けたという在住者女性が2割強、男性が1割強であり、女性被害者の4割強はこうした被害を何度も受けていると回答しています（27ページの図1-33参照）。

DV被害者が暴力から逃れ、安全な状況で安心して自立した生活を送ることができるようになるため、区には被害者の意思を尊重した上で、それぞれの状況に応じて、相談から自立まで切れ目のない支援を行うことが求められます。

令和3（2021）年4月開設の「港区子ども家庭総合支援センター」（児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設）を拠点として、区を中心とした関係各機関が連携して対策に取り組み、社会全体としてDVやデートDVの発生を許さないという意識を定着させることが必要です。



■ 図 2- 18 港区のDV相談件数の推移



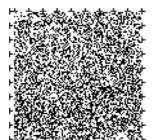
資料：港区資料

第3章

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人 ひとり	● DVは個人的な問題ではないこと、誰かに相談し、助けを求めるべきものであることを周知する。 ● パートナー・配偶者への暴力は人権侵害であり犯罪であると認識する。 ● 周囲のDV・デートDVを見逃さない、第三者として発見したら関連機関へ通報する。
 事業者	● 従業員にDV被害者等が出た場合、警察・専門機関と速やかに連携し、被害者の安全確保に努める。 ● DVは人権侵害であることについて、研修等を通じて周知する。 ● 学校では、教職員及び学生（児童・生徒）を対象としてDVについて学習する場と機会を設け、理解を深める。 ● 学校に相談しやすい場所を設け、DV、デートDVの相談窓口や支援体制を整備し、予防及び被害の拡大を防ぐ。



施策の方向1 暴力防止教育と啓発【責任項目7】



- DVに対する社会的認識は広がりつつあるものの、根絶のためにはDVがいかなる場合であっても許されない行為であることや、早期に対応することが解決のために重要であることについて、区民の認識を高める必要があります。また、DVの根絶のためには男女平等教育・ジェンダー教育が重要であることから、学校教育の場など様々な機会を捉え、DVやデートDVの予防に向けた啓発を行います。

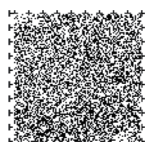
○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
98	ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【各総合支所区民課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を行います。 また、令和3年4月からは、子ども家庭支援センター（配偶者暴力相談支援センター）においてDVに関する知識や相談できる機関等について記載した冊子を配布し、DV被害者や周囲の人へ必要な情報提供を行います。
99	デートDVに関する意識啓発 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】	ストーカー行為や婚姻後のDVにつながるデートDVについて、若い世代を中心に広く広報誌や講座等で啓発を進めます。

施策の方向2 早期発見体制の充実と相談機能の強化



- 潜在化しがちなDV被害を早期に発見するため、民生委員をはじめとした地域関係者、健診や医療関係者、学校関係者といった被害者を発見する可能性が高い人に対して、DVに関する情報と被害者発見時の通報対応について周知します。
- DVに関する相談が被害者の発見につながることから、配偶者暴力相談支援センターを中心とした区の各種相談窓口が連携して、相談機能の強化を図ります。



○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
94	女性・子ども・家庭の相談充実（再掲） 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【教育指導担当】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）における女性福祉相談・家庭相談は、令和3年4月から子ども家庭支援センターの相談業務に統合し、子どもと家庭が直面している様々な課題について、ワンストップで総合的に支援できる体制を整備します。また、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制の充実を図ります。
100	DV被害者支援体制ネットワークの充実 【子ども家庭支援センター】	港区要保護児童対策地域協議会において連携機関と情報共有を図り、DV被害者対応を迅速かつ的確に行うとともに相談・支援体制の充実を図ります。
101	国際化に対応した相談体制 【子ども家庭支援センター】	タブレットを活用した通訳クラウドサービス、ポケットブックを利用し、丁寧な対応と支援を行います。

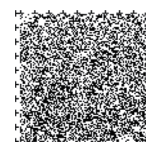
施策の方向3 被害者を安全に保護する体制の整備



- DV被害者の緊急一時保護の件数が増加傾向にあります。被害者の緊急一時保護のニーズに対応するため、母子緊急保護所の確保や広域保護情報の充実、民間シェルターの紹介等をとおして、被害者を安全に保護する体制の充実を図ります。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
102	母子等緊急一時保護所の確保、 広域保護情報の充実 【子ども家庭支援センター】	DV等における緊急一時保護施設を広域を含め確保します。
103	DV被害者支援活動補助金事業《新規》 【子ども家庭支援センター】	DVシェルター等を区内で借り上げ、DV被害者の支援活動を行う、区内に活動拠点のある民間団体に対し、支援活動に要する経費の一部を補助することにより、DV被害者の安全・安心な生活環境の確保と生活再建に向けた支援活動を支援します。



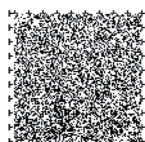
施策の方向4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備



➤DV被害者の自立に向けて、被害者の安全を確保した上で、カウンセリングをととした心理的サポート、医療保険や子どもの学校就学、住居の確保やホームヘルプサービスの斡旋、就労支援等、被害者の生活再建を幅広く支援する体制を整備します。

○ 事業

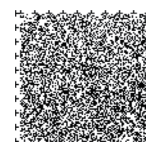
No.	事業名【担当課】	事業内容
104	DV被害者の各種手続きの支援 【子ども家庭支援センター】	DV被害者を保護している間、安全確保と自立・生活再建に向け、警察をはじめとした関係機関等で行う各種手続きに相談員が同行します。 保護施設から自立する際は、新たな生活を送ることとなる自治体の関係部署へDV被害者であることを引き継ぐとともに、必要に応じて子どもの就学手続き等を支援します。
105	住民記録情報の適切な運用と支援措置の情報提供 【各総合支所区民課】 【関係課】	住民基本台帳事務における支援措置について、情報を適切に取り扱うとともに、研修及び担当者会等を実施して職員の知識・理解の向上を図ります。 また、住民記録情報を利用して業務を行う各部署に情報を提供します。DV被害者に対しては、医療保険手続きや子どもの就学など適切な支援を行うとともに、区営住宅の申込みについて、適切な情報提供を行います。
63	ホームヘルプサービスの充実（再掲） 【子ども家庭支援センター】	小学生以下のひとり親家庭の父又は母への育児・家事援助サービスを、午前7時～午後10時までの間の1日1回4時間上限（1月当たりの利用時間数上限あり）で実施します。
106	被害者へのカウンセリングの実施 【子ども家庭支援センター】	子ども家庭支援センター（配偶者暴力相談支援センター）において、DV被害者への相談を実施します。DV被害者の安全の確保（母子生活支援施設入所等）をした上で、継続的なカウンセリングを実施し、DV被害者の自立を支援します。



No.	事業名【担当課】	事業内容
65	母子生活支援施設入所実施（再掲） 【子ども家庭支援センター】	18歳未満の子どもを養育している、DVからの避難者や子の養育に困難さを抱える母子世帯及び母子世帯に準ずる世帯が、一定期間入所している間、施設の専門員による心身と生活を安定するための相談・援助を行い、再び自立生活を営めるよう支援します。
66	母子及び父子福祉資金の貸付（再掲） 【子ども家庭支援センター】	ひとり親家庭に対して生活・就学・修学等に必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
67	児童扶養手当の支給（再掲） 【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
68	ひとり親就労支援の実施（再掲） 【子ども家庭支援センター】	ひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等を通じて就労を支援します。
103	DV被害者支援活動補助金事業《新規》（再掲） 【子ども家庭支援センター】	DVシェルター等を区内で借り上げ、DV被害者の支援活動を行う、区内に活動拠点のある民間団体に対し、支援活動に要する経費の一部を補助することにより、DV被害者の安全・安心な生活環境の確保と生活再建に向けた支援活動を支援します。

第3章

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する



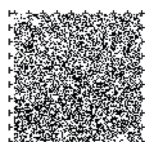
施策の方向5 子どものケア体制の充実



- 児童虐待防止法では、子ども自身が暴力被害を受けなくても、子どもの目の前でDVが行われた場合、児童虐待であるとされています。子どもが暴力を目にすることで、心身に悪影響が生じることが懸念されるため、令和元（2019）年6月に改正されたDV防止法の趣旨を踏まえ、子ども家庭支援センター（配偶者暴力相談支援センター）と区の児童相談所が連携し、子どものケアに当たります。
- DV被害者とともに暴力から逃れながら幼稚園や小・中学校に通う子どもに対する支援を行います。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
107	要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進 【子ども家庭支援センター】	子どもに関わる様々な機関が連携して、支援対象児童等の早期発見、早期対応、及び適切な保護等の支援をより一層強化し、児童虐待対策を推進します。また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改訂や研修の充実等により、関係機関の支援力の強化を図ります。
108	スクールカウンセラーを活用した子どもの心のケア 【教育指導担当】	各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーがいじめ・不登校・学業不振・児童虐待等の悩みや相談を聞くことによって心のケアを進めます。



施策の方向6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化



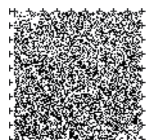
- DV被害の相談から自立まで、被害者に対する一貫した支援を行う上では、区の配偶者暴力相談支援センターが重要な役割を果たします。配偶者暴力相談支援センターの相談員の質の向上を図り、被害者に対する適切な対応を心がけます。
- 配偶者暴力相談支援センターを中心に、男女平等参画センター（リーブラ）、東京都やほかの地方公共団体、関係行政機関や民間の支援団体等との協力関係を維持強化するとともに、庁内のネットワークを通じて被害者の支援に当たる職員の資質向上を図ります。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
109	相談から自立までの一貫した支援 【子ども家庭支援センター】	子ども家庭支援センター（配偶者暴力相談支援センター）において専門の相談員によるDV被害者への相談及び自立までの一貫した支援を実施します。
110	DV加害者更生プログラム利用助成事業《新規》 【子ども家庭支援センター】	DV加害者と被害者（配偶者）の関係改善に向け、民間団体が実施する「DV加害者更生プログラム」をDV加害者が受講する場合、経費の一部を助成します。
111	相談員の体制と研修の充実 【子ども家庭支援センター】	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会や関係機関連携会議等へ積極的に参加し、スキルアップや自治体間等の連携を図ります。 職場内では、専門相談員による勉強会を3か月に1回、臨床心理士のスーパーバイズを毎月1回実施し、専門知識のスキルアップを行います。 また、キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員の割合を増やし、相談体制の充実を図ります。

第3章

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する



課題3 あらゆるメディアにおける人権の尊重

不特定多数の人に大きな影響力を持つ放送、新聞、雑誌、インターネットコンテンツ、広告、ちらし等の各種メディアの情報において、暴力的表現や性別役割分担意識に基づく表現がなされることは、男女の人権の侵害に当たります。また、アンコンシャス・バイアスが男女どちらかに不利に働かないようにすることは、とても大切なことです。

区内には民放テレビ・ラジオ放送局の本社が多く所在しているほか、大手広告事業者が所在しており、全国有数の情報発信集積地としての一面も有しています。メディアが自主的に人権を尊重した表現を行うことは、男女平等意識の醸成に当たり重要なことです。

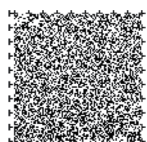
近年、国のメディアにおける性・暴力表現への対応として、インターネット上の有害情報の削除、サイバー空間における犯罪被害からの児童の保護、メディア・リテラシー*の普及等、主にインターネット環境における取組が展開されています。社会の情勢を見ても、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をはじめとしたソーシャルメディアが情報インフラとして重要な地位を占める一方で、SNSを介した犯罪被害が生じていることや、SNS上での心無い誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。

区が平成30（2018）年10月に実施した「人権に関する区民意識調査」では、インターネットによるプライバシーの侵害や名誉棄損といった人権侵害が現在の社会で存在すると思うという回答が8割強を占めています。

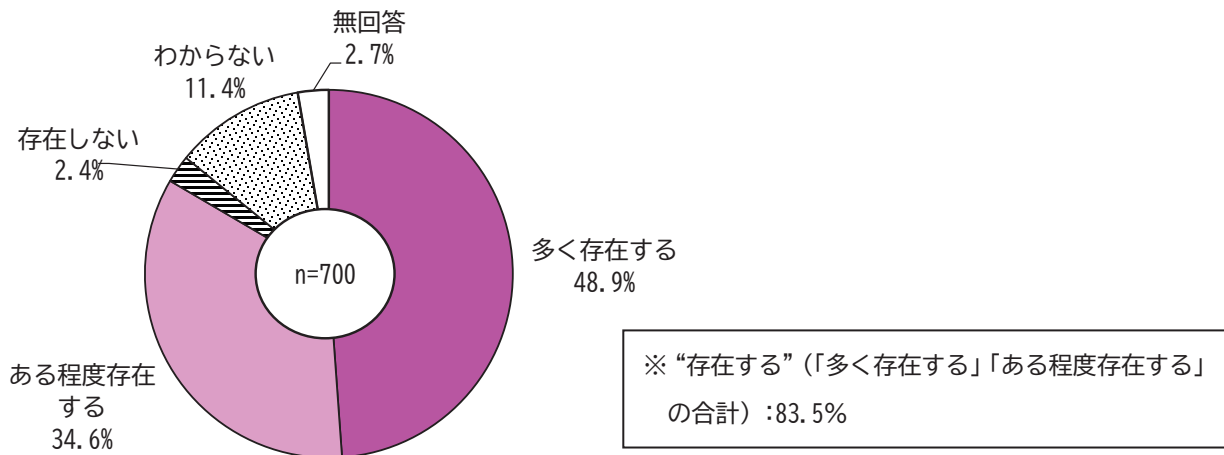
区は、あらゆるメディアに対して人権の尊重を促すとともに、区民に対してSNS利用に当たってのルールの周知やメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する必要があります。

* メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力のこと



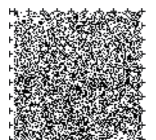
■ 図2-19 インターネットによるプライバシーの侵害や名誉棄損の存在状況



資料：人権に関する区民意識調査（平成30年度）

.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人ひとり	● フェイスブックやツイッターなど新しい情報、情報機器、手段等に関心を持ち、適切な利用方法を学ぶ。 ● 家庭において、正しい情報か否か、親子で話し合う場をつくる。 ● 日常に触れる様々なメディアによる表現について、人権を意識してチェックする習慣を身につける。
 事業者	● メディア事業者は、従業員に対し、メディアが持つ役割や機能を常に意識し、男女平等や人権に関わる表現や情報発信に影響力があることを自覚する場と機会をつくる。 ● 対外的に発信するものについて、差別的表現をなくす。 ● 学校は学校内における携帯電話やインターネットの使用についてのルールづくりをする。



施策の方向1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ



- 区内に所在する各種メディア事業者に対し、性別等による差別的表現の解消を働きかけるとともに、区が発行する刊行物の表現について、男女平等参画の視点からの確認を行います。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
112	区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用 【各課】	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物を作成します。
113	メディアへの働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	区内に民間キー局、広告業界などメディアが集結する情報発信集積地の区として、人権尊重、男女平等参画の視点による情報の発信についての取組を検討します。

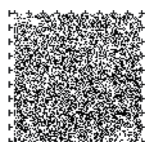
施策の方向2 メディア・リテラシー及びソーシャルメディアにおける情報モラルの育成



- テレビやラジオ、新聞、広告、ちらし、インターネット等、区民が情報を受け取る多様なメディアに対応したメディア・リテラシーの育成を図ります。
- 急速な情報化の進展とソーシャルメディア利用者の増加に情報モラル教育が追いついていない実態が見受けられることから、区民に対してソーシャルメディア利用時のマナーや人権尊重についての普及・啓発を行います。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
114	メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発 【人権・男女平等参画担当】	情報をそのまま受け取るのではなく、つくられる過程、仕組み、背景を理解し、正しい情報を適切に発信する力を身につけるための講座を開催し、情報モラルの啓発を進めます。



No.	事業名【担当課】	事業内容
115	情報モラル教育の推進 【教育指導担当】	子どもたちの間で急速に普及しているソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を実施します。

第3章

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する



課題4 生涯を通じた男女の健康支援

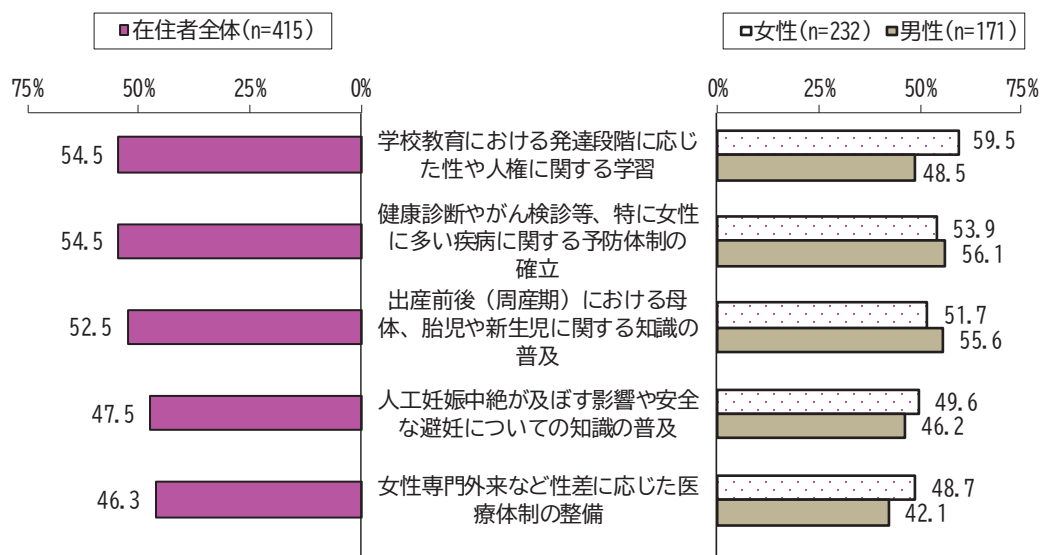
男女平等参画社会の実現のためには、男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが不可欠です。“人生100年時代”を見据えて、区民一人ひとりが心身の健康についての正確な知識や情報を入手し、「自分の健康は自分で守る」という意識のもとで健康な生活を実現し、誰もが活躍できる環境を整備することが必要です。

また、女性は妊娠や出産など男性と異なる健康上の問題に直面することについて、男女とも十分留意する必要があります。

「意識・実態調査」では、女性の生涯を通じた健康を考える上で重要なこととして、「学校教育における発達段階に応じた性や人権に関する学習」「健康診断やがん検診等、特に女性に多い疾病に関する予防体制の確立」「出産前後（周産期）における母体、胎児や新生児に関する知識の普及」が在住者全体の5割強で多くなっています。

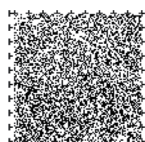
区は、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な取組を推進する必要があります。

■ 図2-20 女性の生涯を通じた健康を考える上で重要なこと



※ 上位5項目の結果

資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）



.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人 ひとり	● 地域で開催される健康講座・運動等に積極的に参加する。 ● 自分やパートナーの健康について関心を持つ。 ● 長時間労働は過労死や過労自殺、心の病、ストレスにつながることを学ぶ。
 事業者	● 仕事と治療・療養の両立ができる職場にする。 ● 残業削減、年次有給休暇取得促進、リフレッシュ休暇等、心身ともに休むことのできる環境をつくる。 ● 従業員・職員に健康管理に関する情報を提供する。 ● 窓口を設けるなど、相談したい人が相談できる体制を整える。

施策の方向1 年代に応じた男女の健康づくりの支援



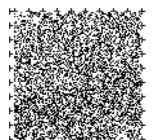
➤ 健康診査や各種健康相談等を通じて、若い世代から高齢者まで男女のライフステージに応じた健康づくりを支援します。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
116	健康教育の実施 【健康推進課】	健康づくりから生活習慣病予防まで、知識の普及・啓発と実践のため、専門医・栄養士・保健師等による講座を開催します。
117	健康診査・各種がん検診の実施 【健康推進課】	健康診査等を実施し、生活習慣病の予防・改善を推進します。 有効性が認められたがん検診を行い、がんの早期発見、早期治療につなげます。

第3章

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する



施策の方向2 互いの性や健康に関する理解の促進



- 若年層をはじめ幅広い年齢層への性に関する正しい知識の普及や、女性の生涯にわたる健康と権利についての情報提供を行うことにより、男女が互いの性の特徴を十分に理解し、配慮し合える関係づくりを支援します。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
118	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発・情報提供 【人権・男女平等参画担当】	女性の生涯にわたる健康と権利について情報誌や講座等で啓発・情報提供を進めます。
119	性感染症等に関する啓発・情報提供 【保健予防課】	対象者の実情を踏まえながら、エイズ・性感染症検査の充実を図るとともに、学校等と連携した普及・啓発を実施します。

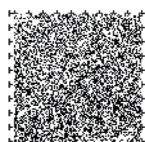
施策の方向3 女性の生涯を通じた健康支援



- 妊娠期や出産後の母子の健康維持に関する取組や、乳がん・子宮頸がんといった女性特有のがんに関する検診の受診勧奨等、女性の生涯を通じた健康に関する支援を行います。

○ 事業

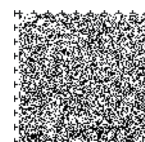
No.	事業名【担当課】	事業内容
120	女性の健康に関する健康教育及び相談の実施 【健康推進課】	女性の健康講演会など女性の健康に関する健康教育を進めます。また全ての区民を対象に行っている相談において内容が多岐にわたる場合は、迅速な対応ができるよう、必要に応じて関係機関と連携します。
121	母子健康手帳の交付と健康相談 【各総合支所区民課】	妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し、今後の母子相談につなげます。



No.	事業名【担当課】	事業内容
122	両親学級など母子健康教育 【健康推進課】	母親学級や両親学級を開催し、妊婦とそのパートナーを対象に、二人がともに学び支え合い、前向きに子育てができるように、妊娠・出産・育児の知識や情報の提供をします。また、子どもを持つ喜び、育児に対する責任を実感し、育児に積極的に対応する方法を学びます。月齢や対象別に地域の仲間づくりの支援や情報交換を行う機会を積極的につくり、親の孤立化防止や不安の解消に努めます。また講座を開催し情報提供に努めます。
123	妊娠に関する費用の助成 【健康推進課】	妊産婦健康診査の費用や特定不妊治療を行う夫婦の治療費の一部を助成します。 また、特定不妊治療について、令和3年度申請分から、年齢制限を導入し、「治療開始時の妻の年齢を43歳未満」とします。
124	妊産婦・新生児訪問（こんにちは赤ちゃん） 【健康推進課】	保健師や助産師による訪問を行い、新生児等の発育、栄養、生活環境、疾病予防等に関し適切な指導を実施するとともに母子の心身状態等を的確に把握した上で適切な支援を提供します。
125	産後母子ケア事業 【健康推進課】	妊婦全員面接、産後4か月未満の母子を対象としたデイケアの開催、母子保健コーディネーターによる妊産婦の相談支援、新米ママ健康相談（訪問）、宿泊型ショートステイ事業を実施するとともに、関係機関とのネットワーク会議開催等を通じ、子育て世代の孤立化を防止し妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を構築し、安心して育児ができる環境を整備します。
126	養育支援訪問事業 【子ども家庭支援センター】	養育支援が特に必要であると判断した家庭に、ホームヘルパー、子育て・家族支援者、保健師、助産師等が訪問し、養育に関する援助を行います。

第3章

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する



目標 4

男女平等参画社会実現に向けた 推進体制を充実する



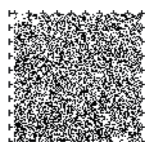
課題 1 拠点施設リーブラの充実

男女平等参画センター（リーブラ）は、「港区男女平等参画条例」及び「港区男女平等参画センター条例」で区民、団体による男女平等参画に関する活動への支援をするほか、男女平等参画施策の推進に関する事業を実施する拠点施設として位置付けています。

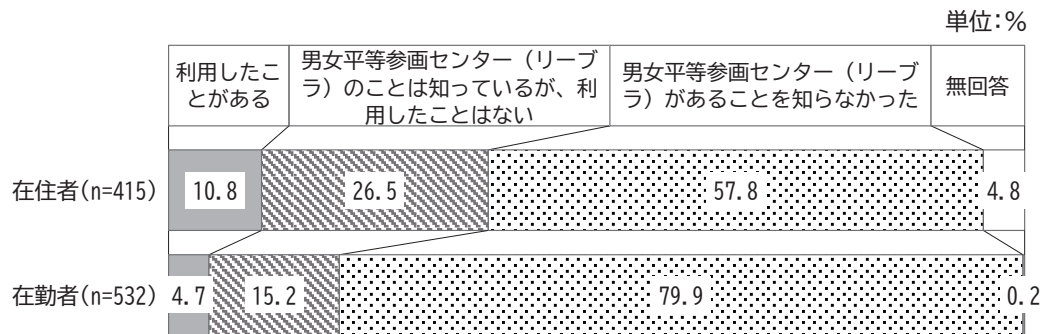
「意識・実態調査」では、リーブラの利用経験者の割合は低いものの、在住者女性の4割台半ば、在勤者女性の4割弱が「自己表現トレーニング、コミュニケーション能力など、生き方をサポートする講座」を、在住者女性の3割台半ば、在勤者女性の4割台半ばが「キャリアアップ・ビジネススキルの向上など、働く女性を支援する講座」への参加意向を持っており、リーブラで行う講座について、潜在的なニーズが強いことがわかります。また、「男性向けの子育てや料理などの多様な講座」については在住者男性の3割、在勤者男性の3割強が参加意向を持っています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ジェンダーに起因する課題が一層顕在化しています。また、「港区立みなと科学館」や令和4（2022）年4月に開設予定の「港区立産業振興センター」など、新たな地域資源が整備されています。今後の講座の実施に当たっては、講座の内容に合わせて様々な施設と連携するほか、ニーズを踏まえて多くの参加者を確保するための方策を十分検討した上で進める必要があります。

引き続き、機能と事業の双方の充実を図り、これまでリーブラを利用していなかった区民・区内在勤者の利用を促すことが必要です。

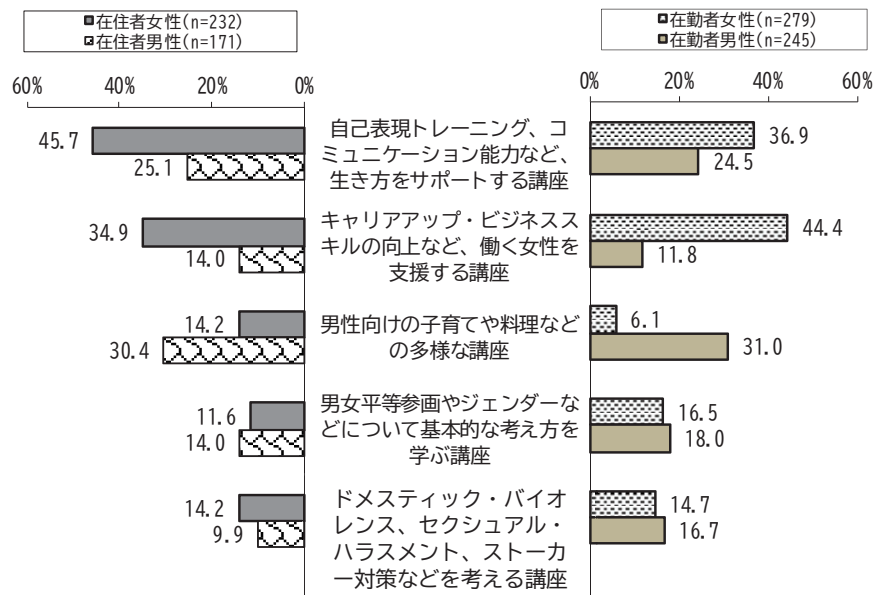


■ 図 2- 21 港区立男女平等参画センター（リーブラ）の利用経験



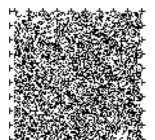
資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）

■ 図 2- 22 港区立男女平等参画センター（リーブラ）で行っている講座の参加意向



※ 在住者調査全体の上位5項目の結果

資料：男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査（令和元年度）



.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....



区民一人
ひとり

- リーブラの事業や講座のことを周囲の人に知らせたり、誘ったりする。
- リーブラ開催の男女平等参画に関連した講座や講演会に参加する。
- 利用者と区、リーブラの協働による活力ある運営の実現に参画する。



事業者

- 従業員研修等にリーブラの施設を積極的に活用する。
- リーブラ事業・講座に講師を派遣する。
- 学校は児童・生徒にリーブラ事業に対する関心を持たせるようにする。

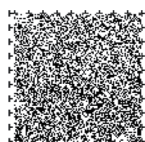
施策の方向1 区民に親しまれる施設としての機能の充実【責任項目8】



- 男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性などこれまでリーブラを利用しなかった層も気軽に立ち寄り、男女平等参画の学習ができるよう、多様な講座の開催や機能の充実を図ります。
- 男女平等参画センター登録団体の活動を支援するとともに、区と団体との協働による活動をととして、団体を育成します。
- 就労や地域交流をはじめ、リーブラに向けられる区民の多様なニーズに対して、関係機関の様々な情報を紹介するなど、情報提供機能を強化します。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
127	幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性も気軽に立ち寄れるような工夫や機能の充実を図ります。
128	区民・団体の活動支援 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画のための区民及び団体の活動拠点として、情報や活動の場を提供します。
129	区民・団体の活動との連携 【人権・男女平等参画担当】	区が実施する事業等で連携を図り、より効果的に地域における男女平等参画を進めます。



施策の方向2 男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実



- リーブラで実施している相談事業の利用者数が増加傾向にあることを踏まえ、男女それぞれが直面している問題を解決する上で有効な相談事業を強化します。
- 男女共同参画週間等にあわせてイベントを開催し、多様な人々の交流事業を推進するほか、コロナ禍における環境の変化や区民ニーズの変化を的確に捉えて、リーブラが実施する事業や各種講座の内容を絶えず見直し、これまで利用に結びつかなかった新規利用者の拡大をめざします。

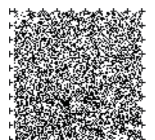
○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
130	学習機会の提供の充実 【人権・男女平等参画担当】	男性向け講座や女性のための再就職セミナーなど男女平等参画に関わる基礎的知識を学ぶ多様な講座を開催します。
131	図書資料の充実 【人権・男女平等参画担当】	特色ある図書資料の収集・整備、国内外の男女平等参画に関する情報を収集し、提供・発信します。
132	相談事業の充実・連携 【人権・男女平等参画担当】	自分自身、家族、仕事、人間関係、性的指向・性自認等、様々な問題について、有資格者のカウンセラーや弁護士が専門的見地からサポートし、必要に応じて関係機関との連携を図ります。
30	図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書のホームページでの紹介や、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介します。
15	女性のネットワークづくりの支援（再掲） 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。

第3章

目標4

男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する



課題2 区職員の男女平等参画の推進

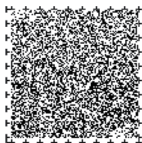
区が区民及び区内の事業者に対して男女平等参画の推進を促す中では、区内の事業者の一つである区役所における男女平等参画の実現が不可欠です。

令和元（2019）年の女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定義務の対象として従業員 101～300 人の事業者が追加されました。区内事業者における女性活躍推進法に基づく取組の定着と対象事業者の拡大を受けて、今後、区には区内の事業所の模範としての取組はもとより、女性職員の管理職登用等、これまで以上の積極的な取組が期待されます。また、男女平等参画社会に向けた取組を進めるに当たっては、区職員がけん引役となる必要があることから、人材育成のための教育や研修の充実も求められます。

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく港区の特定事業主行動計画である「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」（計画期間：平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）では、令和 2（2020）年度までの目標として男性職員の出産支援休暇取得者 80%、男性職員の育児参加休暇取得者 80%、男性職員の育児休業取得者 15%以上を定めていました。令和元（2019）年度の実績は男性職員の出産支援休暇取得者 75.8%、男性職員の育児参加休暇取得者 69.7%、男性職員の育児休業取得者 54.5%でした。また、同プランでは令和 2（2020）年度までの目標として管理職に占める女性の割合を 30%程度とすることを定めていますが、令和 2（2020）年度時点の実績は 18.8%にとどまっており、引き続き、男性職員の育児参加の推進と女性職員の管理職登用に積極的に取り組む必要があります。

.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

	区民一人 ひとり	● 区役所内の男女平等参画に関する取組とその成果に関心をもつ。 ● 区民参画に積極的にチャレンジする。
	事業者	● 区の男女平等参画に関する取組とその成果に注目し、自社で取り組む。



施策の方向1 庁内における女性活躍の推進



- 女性活躍推進法を踏まえ区が定めた「女性職員の活躍推進プログラム」に基づき、女性職員が個性と能力を十分に発揮することが社会・経済の成長と発展の要となるという認識を全ての職員が共通して持ち、これを可能にする職場づくりを推進します。
- 職員研修を通じて職員の男女平等参画意識の向上を図り、あらゆる立場の人が互いに尊重しあう働きやすい職場づくりを推進します。
- 女性職員の管理職への積極的登用を推進するため、管理職試験への受験勧奨を行うとともに、女性職員が自身のキャリアを主体的に形成することへの支援を行います。

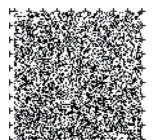
○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
133	職務分担の男女平等の推進 【各課】	職務の分担に当たって、性別により配分・決定することなく男女平等を推進します。
134	職員の意識・実態調査の実施・検証 【人事課】	「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に基づき、男女が等しく仕事と生活の調和を実現できる職場環境の醸成のため、職員の意識啓発に取り組みます。
135	職員研修の充実 【人事課】	男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の更なる高揚を図るための職員研修を職層別など段階ごとに積極的に行います。
136	ハラスメントの予防と相談窓口での解決 【人事課】 【教育人事企画課】	各種ハラスメントの防止に向け、啓発週間の実施により、意識の浸透を図ります。また、労使による苦情処理委員会や教育委員会事務局内のセクシュアル・ハラスメント防止委員会を中心に、相談や苦情の処理について取り組みます。
137	管理監督者の育成 【人事課】	職層別の研修で、男女平等についての正しい知識と管理監督者としての役割を認識できる研修を実施します。
138	女性職員の活躍促進 【人事課】	人事部門と各職場で人材育成を担う所属長、係長といった管理監督者との連携を強化し、職員一人ひとりの能力やライフイベントに応じたキャリア形成を支援します。

第3章

目標4

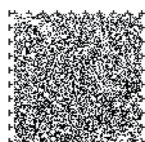
男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する



- 区職員の仕事の進め方や働き方を見直し、職員・職場の意識改革を進め、超過勤務の縮減や各種休暇の取得促進に取り組みます。育児や介護等の有無にかかわらず、多様な価値観を認め合うことにより、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
139	男性職員の育児参加の推進【人事課】	男性職員が主体的に子育てを行い家事・育児等の多様な経験を得るとともに社会全体で子育てを担う風土を醸成するため、男性職員の育児参加を推進し、男女がともに仕事と子育て等の両立がしやすい職場環境の整備を進めます。
140	長時間労働改善の取組推進【人事課】	職員のワーク・ライフ・バランスの推進とともに、区民サービスの効果的・効率的な提供を実現するため、テレワークや時差勤務、ICT活用の更なる拡充により、職員が時間や場所にとらわれずに勤務ができる「新しい働き方」の確立に取り組みます。



課題3 計画推進体制の充実

この計画で位置付ける区の男女平等参画推進の施策は、多岐にわたっています。庁内の全ての部署が男女平等参画の視点から施策の妥当性を改めて見直すとともに、職員一人ひとりが男女平等参画の意識を持って施策を進めることが重要です。

計画の推進に当たっては、区の各部署が連携して取り組むとともに、区民・事業者等に対する広報・啓発の充実を図ることが求められます。

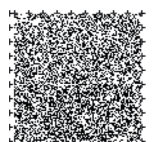
.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人 ひとり	● 区役所からの情報に注目し、男女平等参画への取組に積極的に協力する。
 事業者	● 区が取り組む男女平等参画に関する情報を従業員に提供する。

施策の方向1 計画の進行・管理



- 区民や事業者、関係団体の代表等による港区男女平等参画推進会議において、区長の諮問に応じてこの計画に位置付けた施策の進捗状況を第三者の立場から客観的に評価し、取組の改善につなげます。
- 計画に計上した事業の状況について、毎年度、事業担当課による自己評価を実施します。
- 第三者評価の結果は事業担当課における以後の取組の改善に反映させるなど、適切な進行管理のもとで、全庁を挙げた推進体制を確立させます。



○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
141	在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】	在住・在勤者の男女平等参画社会についての意識を把握し、行動計画計上事業の評価として、定期的に意識調査を実施します。（前回調査：令和元年度実施）
142	男女平等参画施策を進める行動計画の策定と年次報告の作成及び公表 【人権・男女平等参画担当】	条例に基づく男女平等参画行動計画を策定します。また、計画計上事業の実施状況について、年次報告を作成し公表します。
143	男女平等参画推進会議の充実 【人権・男女平等参画担当】	区長の付属機関として、学識経験者、団体、公募区民計15人の委員で構成する港区男女平等参画推進会議において、行動計画その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議します。
144	男女平等参画推進会議による第三者評価の実施《新規》 【人権・男女平等参画担当】	行動計画における特に重点的に取り組むべき施策（責任項目）について、計画計上事業の実績を評価します。

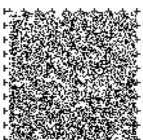
施策の方向2 男女平等参画に関する広報・啓発の充実



- ▶ 計画の推進に当たって、区民・事業者に対する広報・啓発が重要な役割を持つことを理解した上で、区の各部署が相互に連携して広報・啓発を行います。
- ▶ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をはじめとした近年の情報通信手段を活用するなど、効果的な手法を検討します。
- ▶ 様々な事情のため情報の入手に困難を抱える区民に対しては、きめ細かく働きかけます。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
145	広報・情報誌の充実 【区長室】 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画にかかる事業の番組制作・発信や、男女平等参画情報誌「オアシス」を発行し、広報・啓発を行います。



施策の方向3 組織の連携



- 区の各部署の連携を強化して、この計画に位置付けた男女平等参画施策を総合的かつ計画的な視点のもとで推進します。
- 分野横断的に男女平等参画の視点を施策に反映し、取り組めます。

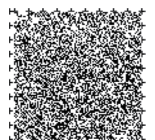
○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
146	港区男女平等参画行政推進会議の連携強化 【人権・男女平等参画担当】	庁内の横断的組織である「男女平等参画行政推進会議」を開催し、区の男女平等参画施策の計画的な推進に関し協議します。また、行動計画の進捗状況を踏まえ、全庁的に行動計画を推進します。
147	男女平等参画の視点での施策の実施 【各課】	男女平等参画を推進するには、分野横断的に取り組む必要があります。区の全ての施策について、男女平等参画の視点に留意し推進します。

第3章

目標4

男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する



課題4 区民・事業者・教育機関等との連携

男女平等参画社会の実現のためには、区が取り組むだけではなく、区民や事業者、様々な団体がそれぞれの立場から取組を進めることが不可欠です。区は、区民・事業者・区内の各種団体に対して積極的に情報提供を行い、意見交換を重ねながら、相互に連携して積極的な活動を展開することが求められています。

.....区民一人ひとり、事業者が取り組めること.....

 区民一人ひとり	● 区の各種分野における女性の参画状況について関心を持つ。
 事業者	● 情報交換の場をつくり連携を強化する。 ● 事業や計画についてわかりやすくホームページや広報で伝える。 ● 区や区民・各種団体等と組織的に連携し課題解決に協力する。

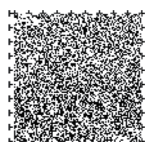
施策の方向1 区民・事業者・教育機関等との連携



➤ 区民一人ひとり、事業者及び教育機関等の男女平等参画推進に関する取組を支援するとともに、区民との協働により、男女平等参画社会の実現をめざします。

○ 事業

No.	事業名【担当課】	事業内容
148	区民・団体等への支援 【人権・男女平等参画担当】	団体育成事業を実施し、男女平等参画に取り組む区民・団体の活動に対する活動資金を助成します。
149	NPO活動助成事業 【地域振興課】	みなとパートナーズ基金を活用し、区内で活動するNPOやボランティア団体が行う公益活動に対し、その経費の一部を助成します。



No.	事業名【担当課】	事業内容
29	私立学校への働きかけ（再掲） 【人権・男女平等参画担当】 【教育長室】	男女平等教育を推進するための講座等の実施や参考資料となる啓発冊子やポスター等を送付するなど、啓発・周知を図ります。

施策の方向2 国・東京都・他自治体との連携



- 国や東京都の動向を踏まえ、計画を推進します。
- 他自治体との連携・協力により情報収集に努めます。

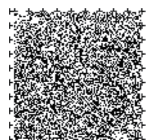
○ 事業

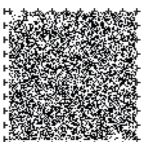
No.	事業名【担当課】	事業内容
150	国・東京都・他自治体との連携 《新規》 【人権・男女平等参画担当】	国や東京都、他自治体の動向や情報の収集に努め、連携強化を図ります。

第3章

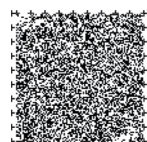
目標4

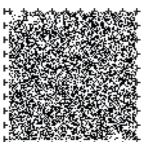
男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する





資料編

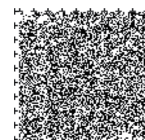




1 事業一覧

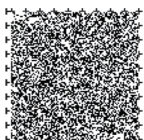
目標1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

課題	施策の方向	事業	担当課
1 働く場における女性の活躍の促進	1 事業者における女性の活躍の促進【責任項目1】	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進	人権・男女平等参画担当
		2 区との契約希望事業者に対する働きかけ	人権・男女平等参画担当 契約管財課
		3 事業者向け講座・講演会の開催	産業振興課 人権・男女平等参画担当
		4 労働関係法令、各種制度の周知	産業振興課 人権・男女平等参画担当
		5 事業者に対する女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の啓発《新規》	人権・男女平等参画担当
		6 各種ハラスメント対策の強化に向けた支援《新規》	人権・男女平等参画担当
	2 在勤者への働きかけ	7 在勤者向け講座・講演会の開催	人権・男女平等参画担当
		8 在勤者への雇用関係情報の提供	人権・男女平等参画担当
	3 女性の多様な働き方の実現に向けた支援	9 女性の就職・再就職支援	産業振興課 人権・男女平等参画担当
		10 女性の起業支援	人権・男女平等参画担当
2 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 審議会等委員への女性の参画拡大【責任項目2】	11 女性の参画推進のためのガイドラインの作成・周知《新規》	人権・男女平等参画担当
		12 審議会等委員の女性参画の推進	各課
		13 性別にかかわらず参加できる工夫	各課
	2 女性のエンパワーメント支援	14 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援	人権・男女平等参画担当
		15 女性のネットワークづくりの支援	人権・男女平等参画担当
3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域における男女平等参画促進	16 区民参画による地域事業等の推進	各総合支所各課
		17 講演会等各種事業実施における様々な区民の参加促進	各課
		18 チャレンジコミュニティ大学	高輪地区総合支所協働推進課
		19 国際化の推進	国際化・文化芸術担当
		20 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進	地域交通課
	2 バリアのない安全なまちづくりの推進	21 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備	土木課
		22 区施設への授乳コーナー等の整備	各課
		23 バリアのないまちづくりの情報提供	保健福祉課
		24 乳幼児の保護者等への男女平等参画の啓発	人権・男女平等参画担当
		25 多様な価値観を育む教育・保育の充実	保育政策課 教育指導担当
4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進	26 学校教育における男女平等教育の推進	教育指導担当
		27 性教育の推進	教育指導担当
		28 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成	教育指導担当
		29 私立学校への働きかけ	人権・男女平等参画担当 教育長室
		30 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介	人権・男女平等参画担当
	2 生涯学習における男女平等参画の推進	31 男女平等参画講座等の実施	生涯学習スポーツ振興課
		32 性別役割分担意識解消のための啓発	人権・男女平等参画担当
		33 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営	人権・男女平等参画担当
5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	34 各種相談の連携・連絡調整	各課
		35 人権身の上相談等の実施	人権・男女平等参画担当
		36 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進	各総合支所協働推進課
6 男女平等参画の視点に立った防災対策の充実	1 防災分野における男女平等参画の推進【責任項目3】	37 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進	防災課



目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

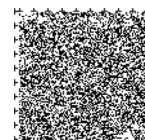
課題	施策の方向	事業	担当課
1 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進（再掲）	人権・男女平等参画担当
		2 区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲）	人権・男女平等参画担当 契約管財課
		3 事業者向け講座・講演会の開催（再掲）	産業振興課 人権・男女平等参画担当
		4 労働関係法令、各種制度の周知（再掲）	産業振興課 人権・男女平等参画担当
		38 ワーク・ライフ・バランスに関する取組支援	産業振興課
2 安心して子育てできる環境づくり	2 働き方改革に対応した職場環境の整備促進【責任項目4】	39 事業者に対する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の啓発	人権・男女平等参画担当
		40 仕事と家庭の両立支援事業の実施	人権・男女平等参画担当
		41 多様で柔軟な働き方促進への啓発	人権・男女平等参画担当
		42 保育施設の充実	保育政策課
		43 病児・病後児、年末、休日等保護者支援の保育事業の充実	保育課
	1 保育環境の充実	44 一時預かり事業の充実	保育課 子ども家庭支援センター
		45 みなと保育サポート事業の充実	子ども家庭支援センター
	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	46 うさちゃんくらぶの実施	健康推進課
		47 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進	各総合支所管理課
		48 子ども家庭支援センター事業の充実	子ども家庭支援センター
		49 子育てひろば事業の充実	子ども家庭支援センター
		50 育児サポート子むすびの実施	子ども家庭支援センター
		51 ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実	子ども家庭支援センター
		52 幼稚園教育の充実	学務課 教育指導担当
		53 幼稚園での子育てサポート保育の実施	学務課
		54 保育園・幼稚園による子育て支援の充実	各総合支所管理課 保育課 学務課 教育指導担当
		55 子育てセミナーの充実	子ども家庭支援センター
		56 家庭教育学級（自主）の実施	生涯学習スポーツ振興課
		57 よちよち子育て交流会の実施	赤坂地区総合支所区民課
		58 ほっとひといき子育て支援事業の実施	高輪地区総合支所区民課
		59 子育てあんしんプロジェクトの実施	芝浦港南地区総合支所区民課
		60 子育て王国基金の運営実施	子ども家庭課
		61 放課後等の居場所づくりの推進	各総合支所管理課 子ども家庭課 生涯学習スポーツ振興課
	3 ひとり親家庭への支援	62 ひとり親家庭等医療費助成	子ども家庭課
		63 ホームヘルプサービスの充実	子ども家庭支援センター
		64 児童育成手当等の支給	子ども家庭課
		65 母子生活支援施設入所実施	子ども家庭支援センター
		66 母子及び父子福祉資金の貸付	子ども家庭支援センター
		67 児童扶養手当の支給	子ども家庭課
		68 ひとり親就労支援の実施	子ども家庭支援センター
		69 エンジョイ・セレクト事業《新規》	子ども家庭課



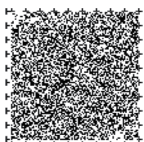
課題	施策の方向	事業	担当課
3 仕事と介護の両立に向けた支援	1 高齢者・障害者の自立支援	70 高齢者の就業支援	保健福祉課
		71 障害者の就労支援	障害者福祉課
		72 老人クラブの育成と運営助成	各総合支所協働推進課 保健福祉課
		73 いきいきプラザ等での高齢者のいきがいくりの応援	各総合支所管理課 高齢者支援課
		74 地域生活支援センターなど精神障害者を支える地域の支援	障害者福祉課
		75 家庭訪問保健指導の実施	各総合支所区民課
		76 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施	高齢者支援課
		77 自立訓練（機能訓練）事業の実施	障害者福祉課
		78 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施	高齢者支援課
		79 高齢者のセーフティネットワーク構築の推進	高齢者支援課
		80 認知症と共生する地域づくりの推進《新規》	高齢者支援課
		81 高齢者、障害者虐待防止・養護者支援事業の実施	高齢者支援課 障害者福祉課
	2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実【責任項目5】	82 介護人材の確保・支援	介護保険課
		83 施設入所介護サービスの充実	高齢者支援課 障害者福祉課
		84 通所介護サービスの充実	高齢者支援課 障害者福祉課
		85 ショートステイの充実	高齢者支援課 障害者福祉課
4 男性の家庭・地域への参加促進	1 男性の働き方の見直しの促進	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進（再掲）	人権・男女平等参画担当
		86 長時間労働の是正に向けた制度の周知・啓発《新規》	人権・男女平等参画担当
	2 男性の家庭・地域への参加のための支援	87 男性向け講座の充実	人権・男女平等参画担当
		88 男性の育児休業・介護休業への取組の支援	人権・男女平等参画担当

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

課題	施策の方向	事業	担当課
1 人権を尊重する意識の醸成と性別等による差別の根絶	1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供	89 人権尊重に関する意識啓発	人権・男女平等参画担当
		90 ストーカー行為に関する意識啓発	子ども家庭支援センター 人権・男女平等参画担当
		91 児童虐待に関する意識啓発	人権・男女平等参画担当
		92 女性のための防犯講座の実施	危機管理・生活安全担当
	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	93 様々なハラスメントに関する意識啓発	人権・男女平等参画担当
		94 女性・子ども・家庭の相談充実	子ども家庭支援センター 人権・男女平等参画担当 教育指導担当
		33 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営（再掲）	人権・男女平等参画担当
		95 児童相談所の設置による迅速かつきめ細かな支援《新規》	児童相談課
	3 港区子ども家庭総合支援センターの整備		
2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 性別等による差別の根絶に向けた働きかけ【責任項目6】	96 SOGIEに関する意識啓発	人権・男女平等参画担当
		97 教育分野における理解促進《新規》	教育指導担当
	1 暴力防止教育と啓発【責任項目7】	98 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	各総合支所区民課 子ども家庭支援センター 人権・男女平等参画担当
		99 デートDVに関する意識啓発	子ども家庭支援センター 人権・男女平等参画担当

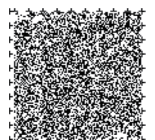


課題	施策の方向	事業	担当課
2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化	94 女性・子ども・家庭の相談充実（再掲）	子ども家庭支援センター 人権・男女平等参画担当 教育指導担当
		100 DV被害者支援体制ネットワークの充実	子ども家庭支援センター
		101 国際化に対応した相談体制	子ども家庭支援センター
	3 被害者を安全に保護する体制の整備	102 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実	子ども家庭支援センター
		103 DV被害者支援活動補助金事業《新規》	子ども家庭支援センター
	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	104 DV被害者の各種手続きの支援	子ども家庭支援センター
		105 住民記録情報の適切な運用と支援措置の情報提供	各総合支所区民課 関係課
		63 ホームヘルプサービスの充実（再掲）	子ども家庭支援センター
		106 被害者へのカウンセリングの実施	子ども家庭支援センター
		65 母子生活支援施設入所実施（再掲）	子ども家庭支援センター
		66 母子及び父子福祉資金の貸付（再掲）	子ども家庭支援センター
		67 児童扶養手当の支給（再掲）	子ども家庭課
		68 ひとり親就労支援の実施（再掲）	子ども家庭支援センター
		103 DV被害者支援活動補助金事業《新規》（再掲）	子ども家庭支援センター
		107 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進	子ども家庭支援センター
	5 子どものケア体制の充実	108 スクールカウンセラーを活用した子どもの心のケア	教育指導担当
		109 相談から自立までの一貫した支援	子ども家庭支援センター
	6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化	110 DV加害者更生プログラム利用助成事業《新規》	子ども家庭支援センター
		111 相談員の体制と研修の充実	子ども家庭支援センター
		112 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用	各課
3 あらゆるメディアにおける人権の尊重	1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ	113 メディアへの働きかけ	人権・男女平等参画担当
		114 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発	人権・男女平等参画担当
	2 メディア・リテラシー及びソーシャルメディアにおける情報モラルの育成	115 情報モラル教育の推進	教育指導担当
4 生涯を通じた男女の健康支援	1 年代に応じた男女の健康づくりの支援	116 健康教育の実施	健康推進課
		117 健康診査・各種がん検診の実施	健康推進課
	2 互いの性や健康に関する理解の促進	118 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発・情報提供	人権・男女平等参画担当
		119 性感染症等に関する啓発・情報提供	保健予防課
	3 女性の生涯を通じた健康支援	120 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施	健康推進課
		121 母子健康手帳の交付と健康相談	各総合支所区民課
		122 両親学級など母子健康教育	健康推進課
		123 妊娠に関する費用の助成	健康推進課
		124 妊産婦・新生児訪問（こんにちは赤ちゃん）	健康推進課
		125 産後母子ケア事業	健康推進課
		126 養育支援訪問事業	子ども家庭支援センター



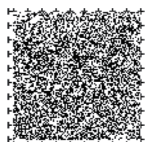
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

課題	施策の方向	事業	担当課
1 拠点施設リーブラの充実	1 区民に親しまれる施設としての機能の充実【責任項目8】	127 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実	人権・男女平等参画担当
		128 区民・団体の活動支援	人権・男女平等参画担当
		129 区民・団体の活動との連携	人権・男女平等参画担当
	2 男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実	130 学習機会の提供の充実	人権・男女平等参画担当
		131 図書資料の充実	人権・男女平等参画担当
		132 相談事業の充実・連携	人権・男女平等参画担当
		30 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介（再掲）	人権・男女平等参画担当
		15 女性のネットワークづくりの支援（再掲）	人権・男女平等参画担当
2 区職員の男女平等参画の推進	1 庁内における女性活躍の推進	133 職務分担の男女平等の推進	各課
		134 職員の意識・実態調査の実施・検証	人事課
		135 職員研修の充実	人事課
		136 ハラスメントの予防と相談窓口での解決	人事課 教育人事企画課
		137 管理監督者の育成	人事課
		138 女性職員の活躍促進	人事課
	2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現	139 男性職員の育児参加の推進	人事課
		140 長時間労働改善の取組推進	人事課
3 計画推進体制の充実	1 計画の進行・管理	141 在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証	人権・男女平等参画担当
		142 男女平等参画施策を進める行動計画の策定と年次報告の作成及び公表	人権・男女平等参画担当
		143 男女平等参画推進会議の充実	人権・男女平等参画担当
		144 男女平等参画推進会議による第三者評価の実施《新規》	人権・男女平等参画担当
	2 男女平等参画に関する広報・啓発の充実	145 広報・情報誌の充実	区長室 人権・男女平等参画担当
	3 組織の連携	146 港区男女平等参画行政推進会議の連携強化	人権・男女平等参画担当
		147 男女平等参画の視点での施策の実施	各課
4 区民・事業者・教育機関等との連携	1 区民・事業者・教育機関等との連携	148 区民・団体等への支援	人権・男女平等参画担当
		149 NPO活動助成事業	地域振興課
		29 私立学校への働きかけ（再掲）	人権・男女平等参画担当 教育長室
	2 国・東京都・他自治体との連携	150 国・東京都・他自治体との連携《新規》	人権・男女平等参画担当



2 港区男女平等参画推進会議審議

会議回数	開催日	内容
第1回	令和2年5月25日 (書面開催)	諮問「第3次港区男女平等参画行動計画(平成27年度～32年度) 令和元年度事業実績の評価について」 第3次港区男女平等参画行動計画(平成27年度～32年度) 令和元年度事業実績の評価について検討
第2回	令和2年6月3日 (書面開催)	第3次港区男女平等参画行動計画(平成27年度～32年度) 令和元年度事業実績の評価について検討
第3回	令和2年6月15日 (書面開催)	第3次港区男女平等参画行動計画(平成27年度～32年度) 令和元年度事業実績の評価について検討
第4回	令和2年7月2日	答申「第3次港区男女平等参画行動計画(平成27年度～32年度) 令和元年度事業実績の評価について」
第5回	令和2年7月21日 (書面開催)	諮問「第4次港区男女平等参画行動計画(令和3年度から8年度)に盛り込むべき内容について」 第4次港区男女平等参画行動計画(令和3年度から8年度)に盛り込むべき内容について検討 (目標、課題について)
第6回	令和2年8月20日 (書面開催)	第4次港区男女平等参画行動計画(令和3年度から8年度)に盛り込むべき内容について検討 (施策の方向、責任項目について)
第7回	令和2年9月3日 (書面開催)	第4次港区男女平等参画行動計画(令和3年度から8年度)に盛り込むべき内容について検討 (計画骨子(案)について)
第8回	令和2年9月23日 (書面開催)	第4次港区男女平等参画行動計画(令和3年度から8年度)に盛り込むべき内容について検討 (成果指標(案)、答申(案)について)
第9回	令和2年10月19日	答申「第4次港区男女平等参画行動計画(令和3年度から8年度)に盛り込むべき内容について」 (区民一人ひとり、事業者が取り組めることについて)
第10回	令和3年2月3日 (書面開催)	第4次港区男女平等参画行動計画(案)について

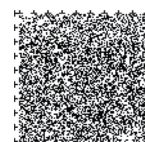


3 港区男女平等参画行政推進会議審議

開催日	内容
令和2年8月7日 (書面開催)	第4次港区男女平等参画行動計画(令和3年度から8年度)に盛り込むべき内容について
令和2年10月19日	令和2年度港区男女平等参画推進会議からの答申について 第4次港区男女平等参画行動計画(原案)について

4 港区議会総務常任委員会への報告

開催日	内容
令和2年11月20日	第4次港区男女平等参画行動計画(素案)について
令和2年12月16日	第4次港区男女平等参画行動計画(素案)について
令和3年1月13日	第4次港区男女平等参画行動計画(素案)に寄せられた区民意見について



5 港区男女平等参画推進会議答申

第4次港区男女平等参画行動計画の策定に当たり、港区男女平等参画推進会議から答申をいただきました。



令和2年10月19日

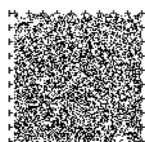
港 区 長
武 井 雅 昭 様

港区男女平等参画推進会議

会長 大 槻 奈 巳

第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～8年度）に盛り込むべき内容について（答申）

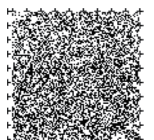
令和2年7月21日付で、区長から諮問されました件について、別紙のとおり答申いたします。



第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度から8年度）に
盛り込むべき内容について

答 申

令和2年10月19日
港区男女平等参画推進会議



はじめに

港区男女平等参画推進会議は、令和2年7月21日、港区男女平等参画条例第16条の規定に基づき、武井雅昭港区長から「第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度から8年度）に盛り込むべき内容について」の諮問を受けました。

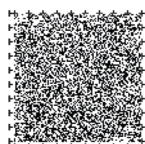
平成27年度以降、国では女性活躍推進法の制定と改正、働き方改革関連法の施行、「第5次男女共同参画基本計画」の策定に向けた準備が進むとともに、東京都では「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の制定や「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定など、男女平等参画社会の実現に向けた取組が進められています。

港区においては、港区男女平等参画条例（平成16年）に基づき、港区男女平等参画行動計画（第1次：平成17年度～平成21年度、第2次：平成22年度～26年度、第3次：平成27年度～令和2年度）が策定されており、男女平等参画施策が着実に推進されてきました。また、令和2年4月には性別等による差別的取扱いの禁止等を規定した改正港区男女平等参画条例が施行されるなど、新たな取組も展開されています。しかし、世界経済フォーラムが公表した令和元年のジェンダーギャップ指数の状況をみると、わが国は政治・経済分野における女性の進出の遅れを要因として調査対象国153か国のうち121位にとどまっており、この順位は過去最低となっています。わが国の男女平等参画実現のための取組は、世界的に見ていまだ途半ばにあると言わざるを得ません。

また、令和2年には国内外で新型コロナウイルス感染症が拡大し、人々の暮らしを根底から揺るがす事態となりました。今後、感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」など、社会のあり方が大きく変化することが見込まれます。

こうした社会の変化や動向を念頭に、港区男女平等参画推進会議では、「第4次港区男女平等参画行動計画策定方針」、「第8期港区男女平等参画推進会議からの第4次港区男女平等参画行動計画策定に当たっての提案」を踏まえ、令和2年7月21日、8月20日、9月3日、9月23日の4回にわたり、諮問事項について闊達な審議を行いました。

審議の結果を整理し、「第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度から8年度）に盛り込むべき内容について」を次のとおり答申します。港区男女平等参画推進会議としては、この答申を十分に尊重するとともに、社会の変化や動向を踏まえて適切な措置を行い、第4次港区男女平等参画行動計画を策定されることを期待します。



第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度から8年度）に盛り込むべき内容について

1 目標について

目標1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

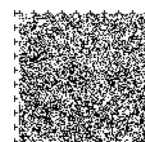
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

「第4次港区男女平等参画行動計画策定方針」において、第4次行動計画は第3次行動計画を継承し、さらに発展させる計画としている。また、第8期推進会議からの提案において、第3次行動計画の4点の目標を引き継ぎ、第4次行動計画の目標と位置付けるとしている。したがって、第4次行動計画の目標については、第3次行動計画と同じく「ワーク・ライフ・バランスを推進する」、「あらゆる場における男女平等参画を推進する」、「人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する」、「男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する」の4つとすることが適切である。

また、目標の順序については、男女平等参画社会の形成に不可欠であることや、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27年9月4日施行）の背景を踏まえ、目標1に「あらゆる場における男女平等参画を推進する」を、目標2に「ワーク・ライフ・バランスを推進する」を位置付け、目標3に「人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する」、目標4に「男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する」とすることが適切である。

2 課題について

「第4次港区男女平等参画行動計画策定方針」において、第4次行動計画は第3次行動計画を継承し、さらに発展させる計画としていることから、第3次行動計画の課題を引き続き位置付けることを基本としつつも、これまでの港区における男女平等参画推進の取組の見直し、男女平等参画を取り巻く環境の変化、法整備の状況等を踏まえ、以下のとおり課題を新設及び再編するものとする。



目標１ あらゆる場における男女平等参画を推進する

「働く場における男女平等参画の推進」を「働く場における女性の活躍の促進」に再編する。

〔理由等〕

第４次行動計画は、女性活躍推進法第６条に基づく市町村推進計画としての性格を有していることから、第３次行動計画の「働く場における男女平等参画の推進」を「働く場における女性の活躍の促進」に再編し、女性の活躍に向けた積極的な取組が必要である。

「男女平等参画の視点に立った防災対策の充実」を新たに位置付ける。

〔理由等〕

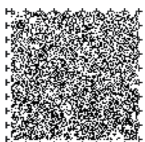
男女平等参画の視点に立った防災対策については、第３次行動計画では施策の方向の一つに位置付け、取り組んでいる。平成２８年度に改定した港区地域防災計画においては女性の視点を反映させているが、内閣府が「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和２年５月）」を策定していることや災害が頻発している昨今の状況から、防災計画、災害時の避難所の運営に男女平等参画の視点をより浸透させるため、新たに課題として位置付け、さらなる取組の徹底が必要である。

目標２ ワーク・ライフ・バランスを推進する

「ひとり親家庭への支援」を「安心して子育てできる環境づくり」に統合する。

〔理由等〕

令和３年４月開設予定の複合施設「（仮称）港区子ども家庭総合支援センター」は、区の関係機関が連携して子どもと家庭の問題に対応することが期待されている。「ひとり親家庭への支援」を「安心して子育てできる環境づくり」に統合し、子育て世帯のワーク・ライフ・バランス推進に資する取組を積極的に展開することが必要である。



「高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進」を「仕事と介護の両立に向けた支援」に再編する。

〔理由等〕

今後、社会の高齢化の一層の進展に伴い、男女ともに仕事と介護の両立の問題に直面し、「介護離職」の問題が顕著となることが予想されることから、第3次行動計画の「高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進」を「仕事と介護の両立に向けた支援」に再編し、積極的な取組が必要である。

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

「人権を尊重する意識の醸成と擁護」を「人権を尊重する意識の醸成と性別等による差別の根絶」に再編する。

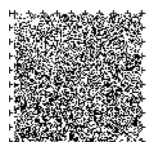
〔理由等〕

令和元年5月の女性活躍推進法改正に伴い、職場におけるハラスメント防止対策が強化されたことや、令和2年4月に施行の改正港区男女平等参画条例において、性別等による差別的取扱いの禁止が条文で明記されたことを踏まえ、「人権を尊重する意識の醸成と擁護」を「人権を尊重する意識の醸成と性別等による差別の根絶」に再編し、各種ハラスメントや性暴力等の防止に向けた積極的な取組が必要である。

「メディアにおける人権の尊重」を「あらゆるメディアにおける人権の尊重」に再編する。

〔理由等〕

近年、ソーシャルメディアの普及や、SNSにおける匿名の誹謗中傷などが社会問題となっている。平成30年10月に実施した「人権に関する区民意識調査」において、「インターネットによるプライバシーの侵害や名誉棄損」が多く存在すると回答した人の割合が最も多いことを踏まえ、「メディアにおける人権の尊重」を「あらゆるメディアにおける人権の尊重」に再編し、インターネット上のソーシャルメディアを含めて人権尊重を意識することを促す積極的な取組が必要である。



目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

「モデル事業所としての男女平等参画の推進」を「区職員の男女平等参画の推進」に再編する。

[理由等]

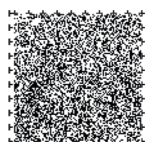
令和元年5月の女性活躍推進法の改正により、これまで、労働者301人以上の事業者には義務付けられていた一般事業主行動計画の策定義務が、令和4年4月1日以降は、101人以上の事業者に引き下げられることに鑑み、「モデル事業所としての男女平等参画の推進」を「区職員の男女平等参画の推進」に再編し、第3次行動計画における模範としての取組以上の積極的な取組を展開することが必要である。

3 施策の方向と責任項目について

第4次行動計画における各課題を解決するために取り組むべき施策の方向及び計画期間中に区が重点的に取り組むべき施策を「責任項目」とし、課題とともに以下のとおり整理することが適切である。

目標1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

課題	施策の方向
1 働く場における女性の活躍の促進	1 事業者における女性の活躍の促進 【責任項目1】
	2 在勤者への働きかけ
	3 女性の多様な働き方の実現に向けた支援
2 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 審議会等委員への女性の参画拡大 【責任項目2】
	2 女性のエンパワーメント支援
3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域における男女平等参画促進
	2 バリアのない安全なまちづくりの推進



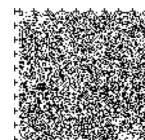
課題	施策の方向
4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進
	2 生涯学習における男女平等参画の推進
5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保
6 男女平等参画の視点に立った防災対策の充実	1 防災分野における男女平等参画の推進【責任項目3】

目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

課題	施策の方向
1 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
	2 働き方改革に対応した職場環境の整備促進【責任項目4】
2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実
	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備
	3 ひとり親家庭への支援
3 仕事と介護の両立に向けた支援	1 高齢者・障害者の自立支援
	2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実【責任項目5】
4 男性の家庭・地域への参加促進	1 男性の働き方の見直しの促進
	2 男性の家庭・地域への参加のための支援

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

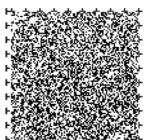
課題	施策の方向
1 人権を尊重する意識の醸成と性別等による差別の根絶	1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供
	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決



課題	施策の方向
1 人権を尊重する意識の醸成と性別等による差別の根絶	3 性別等による差別の根絶に向けた働きかけ 【責任項目 6】
2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目 7】
	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化
	3 被害者を安全に保護する体制の整備
	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備
	5 子どものケア体制の充実
	6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
3 あらゆるメディアにおける人権の尊重	1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ
	2 メディア・リテラシー及びソーシャルメディアにおける情報モラルの育成
4 生涯を通じた男女の健康支援	1 年代に応じた男女の健康づくりの支援
	2 互いの性や健康に関する理解の促進
	3 女性の生涯を通じた健康支援

目標 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

課題	施策の方向
1 拠点施設リーブラの充実	1 区民に親しまれる施設としての機能の充実 【責任項目 8】
	2 男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実
2 区職員の男女平等参画の推進	1 庁内における女性活躍の推進
	2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現



課題	施策の方向
3 計画推進体制の充実	1 計画の進行・管理
	2 男女平等参画に対する広報・啓発の充実
	3 組織の連携
4 区民・事業者・教育機関等との連携	1 区民・事業者・教育機関等との連携

4 計画に計上する事業について

第4次行動計画における各施策の方向に位置付ける事業については、第3次行動計画計上事業の状況を確認した上で、適切な施策の方向への配置が行われることを期待する。あわせて、第3次行動計画策定後の区を取り巻く社会情勢を踏まえ、必要に応じて、新たな事業を設けるべきである。

区には、男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センター（リーブラ）や気象庁の気象科学館を併設した「港区立みなと科学館」があるほか、前述の「（仮称）港区子ども家庭総合支援センター」や「港区産業振興センター」など、様々な施設整備が進められている。また、令和2年春から世界規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、全ての人の生活を脅かすとともに、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがちであること、不安定な雇用形態にある女性が特に職を失いやすいこと、DVや性暴力等の被害が起きやすいことなど、女性や生活上の困難を抱える人々が特に深刻な影響を受けやすいことが課題となっている。

男女平等参画の推進に寄与すると考えられる地域資源の活用や新たな課題を踏まえ、事業の計上に際して考慮することが望ましい。こうした事業展開を通して、第4次行動計画が戦略的に推進されることを期待する。

5 計画愛称の設定について

第4次行動計画に設定する目標の達成のためには、区と区民、区内事業者が相互に協力し合いながら取組を推進することが重要であり、そのためには区民及び区内事業者が第4次行動計画に位置付けた区の実情や考え方を十分に理解することが必要である。そこで、第4次行動計画においても、区民及び区内事業者にとってわかりやすく、親しみやすい計画愛称を設定することが望ましい。



6 港区男女平等参画推進会議委員名簿

(任期：令和2年7月16日～令和4年7月15日)

氏名		所属など
学識経験者		
◎大槻	奈巳	聖心女子大学教授
藤間	公太	国立社会保障・人口問題研究所 第2室長
○安中	繁	特定社会保険労務士
区内の男女平等参画関係団体に属する者		
谷	孝子	地域社会 港区民生委員・児童委員協議会
尾崎	直美	教育 NPO法人 みなと授業錬成アカデミー
門脇	睦美	生涯学習 一般財団法人 女性労働協会専門委員
野中	寿彦	人権啓発 公益財団法人 人権教育啓発推進センター 統括部長兼調査研究室長
長尾	哲治	雇用 港区商店街連合会
藤田	多恵	メディア 株式会社 TBSテレビ 人事労政局担当局長
公募区民		
伊藤	光子	公募区民
上田	祐子	公募区民
小泉	友香	公募区民
中澤	清志	公募区民
福島	正純	公募区民
牧田	真由美	公募区民

◎は会長、○は副会長



7 第4次港区男女平等参画行動計画（素案）に寄せられた区民意見について

第4次港区男女平等参画行動計画の素案については、パブリックコメントとして区ホームページ等で公表するとともに、広報みなと等を通して、区民からの意見を公募しました。

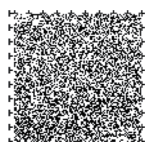
- 意見募集期間 令和2（2020）年11月21日（土）～12月22日（火）
 インターネット（電子メール）、ファクス、郵便等によって意見募集
 意見：8件（インターネット（電子メール）6件、ファクス1件、郵便1件）

○ 区民意見と区の考え方

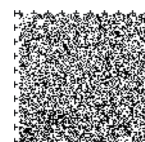
No.	意見概要	区の考え方
1	【第4次港区男女平等参画行動計画について】 女性参政権、雇用機会均等法、そして女性活躍推進法。いつになったら、男女は平等になるのでしょうか。そして非正規雇用の7割が女性。その解決策は労働時間の短縮、年功序列制度の廃止、同一労働同一賃金。現在はコロナ禍でもあり、まだまだ時間がかかりそうですね。 今回、港区男女平等参画行動計画を拝見しました。社会における女性の活躍をぜひ推進してください。男女平等は「これで良い」ということはありません。日々世の中が変化をする中、絶えず男女平等を意識して生活することが大切だと思います。	御意見を受け止め、取り組んでまいります。
2	【SOGIE】 港区の計画は、SOGIにEを加えているのは、先進的です。素晴らしいです。Eが大切なのです。いじめの原因になりやすいのは、Eです。性別表現です。	御意見を受け止め、取り組んでまいります。



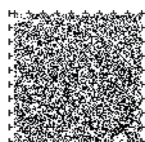
No.	意見概要	区の考え方
3	【福利厚生とパートナーシップ】 都の福利厚生は、同居するパートナーも加える報道がありました。港区は条例でパートナーシップを導入しましたので、福利厚生も認められるのでしょうか。それならば、庁内の男女平等の欄に、記載する方がいいです。	区の職員厚生会では、同性パートナーの人が弔慰金及び結婚祝金を申請することが可能です。
4	【第4次港区男女平等参画行動計画について】 責任項目6に【性別等による差別の根絶に向けた働きかけ】とあるが、学校の先生の知識が足りないと、いわゆる「男らしき・女らしき」をマイノリティの子どもたちに強要してしまうことがある。当事者の子どもたちは、学校の教室などの狭い世界に縛り付けられず、動くことができればいいのだが、先生の言葉に傷つき、「大人はダメなんだ」と失望し、この状態がこの先ずっと続いていくと思ってしまう。 子どもに男女平等を含め、多様性の意識を啓発することは必要である。教える側の先生にもしっかりと研修を行い、全ての子どもたちと一緒にあって応援できる体制を作ってもらいたい。	幼少期から男女平等参画意識を備えることは重要なことです。幼児、児童、生徒への指導に当たっては、教職員や保育士の与える影響が大きいことを踏まえ、目標1の課題4の事業「多様な価値観を育む教育・保育の充実」において、教職員等への研修を実施してまいります。



No.	意見概要	区の考え方
5	【ジェンダー平等】 男女共同参画の男女がそれ以外のジェンダーを排除していないか心配です。また基本計画の素案説明会のほとんどが男性で驚きました。脱プラスチックの動きがある中でペットボトルを持っている人がいるのも驚きでしたが、ジェンダー平等も区役所からまず体现していただきたいです。	港区男女平等参画条例では、「男女平等参画」を男女が性別等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合うこと、また、「性別等」を、性別、性的指向及び性自認と定義し、一人ひとりの人権が、守られる地域社会の実現を目指しています。 区職員におけるジェンダー平等につきましては、目標4の課題2の事業「職務分担の男女平等の推進」において取り組んでまいります。 また、区では「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を令和2年2月に定め、使い捨てプラスチックやペットボトルの削減に取り組んでいます。引き続き、職員一人ひとりが率先して、意識と自覚を持って、削減に向けた取組を進めてまいります。
6	【リーブラ図書】 リーブラの図書室で、ない本を取り寄せたり、購入したりして、学習しやすいようにお願いします。 芝浦、海岸には、図書館がないです。リーブラを活用したいです。 閲覧席をもっと自由に使えるようにできませんか。学生が占領するのでしょうか。	男女平等参画センター（リーブラ）図書室については、目標4の課題1の事業「図書資料の充実」において、特色ある図書資料や男女平等参画に関する情報を収集するほか、区立図書館との連携により、図書資料を取り寄せ、提供・発信してまいります。また、閲覧席の有効利用についても工夫してまいります。

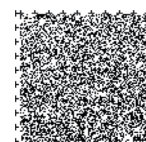


No.	意見概要	区の考え方
7	【リーブラのビジネス講座】 リーブラの講座はなかなかいいです。ビジネス講座を充実させてほしいです。人気があるものは、もっと回数を増やせばいいです。 利用団体も有料講座を開催して、集客した方がいいです。	御意見を受け止め、取り組んでまいります。
8	【区民と事業者が取り組めることについて】 各課題ごとに設定されている、区民と事業者が取り組めることは、具体的でわかりやすく良い。ただ、時節柄古いものや、課題によっては多く感じるものがある。整理した方が事業内容との区別ができる。 また、取り組めることを設定しても、その検証方法については一考の余地があると考えます。中には検証が難しいものもあるため。	御意見を踏まえ、「区民一人ひとりと事業者が取り組めること」について、再編するなど、整理をしました。

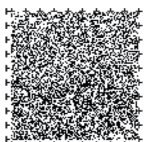


8 男女平等参画のあゆみ

年	国際的な動き、国の動き	東京都の動き	港区の動き
1975 (昭 50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	都議会「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択	
1976 (昭 51)	「国連婦人の十年」開始（1985年まで）	都民生活局婦人計画課設置	
1977 (昭 52)	国内行動計画策定	「東京都婦人相談センター」開設	
1978 (昭 53)		「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
1979 (昭 54)	第 34 回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		「港区立婦人会館条例」制定
1980 (昭 55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「職場における男女差別苦情処理委員会」設置	「港区立婦人会館」開館
1981 (昭 56)	・ILO 総会「第 156 号条約」（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）採択 ・「国内行動計画後期重点目標」策定		「港区婦人総合計画」策定
1983 (昭 58)		婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	
1984 (昭 59)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のための国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域政府間準備会議		
1985 (昭 60)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「労働基準法」の一部改正 ・「女子差別撤廃条約」批准		



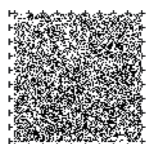
年	国際的な動き、国の動き	東京都の動き	港区の動き
1987 (昭 62)	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
1989 (昭 64/ 平元)		東京都婦人問題協議会 「21 世紀へ向け男女平等の実現を目指して—その課題と基本的な考え方—」報告	
1990 (平 2)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平 3)	「育児休業法」公布	「女性問題解決のための東京都行動計画—21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定	「港区女性総合計画」(平成 3 年度～13 年度)策定
1993 (平 5)	世界人権会議(ウィーン)、女性に対する暴力撤廃宣言		
1994 (平 6)	総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会・男女共同参画推進本部設置		
1995 (平 7)	・第 4 回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言、行動綱領」採択 ・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正	「東京ウィメンズプラザ」開館	婦人会館が「港区立女性センター」(愛称・リーブラ)に名称変更し、改装オープン
1996 (平 8)	「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
1997 (平 9)	・男女共同参画審議会設置(法律) ・「介護保険法」公布		「港区女性総合計画改定版」(平成 9 年度～16 年度)策定
1998 (平 10)		男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	
1999 (平 11)	「男女共同参画社会基本法」公布、施行		



年	国際的な動き、国の動き	東京都の動き	港区の動き
2000 (平 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) ・ミレニアム開発目標 (MDGs) 設定 ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」採択 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー規制法」公布、施行	「東京都男女平等参画基本条例」制定	
2001 (平 13)	・内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局を設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行		
2002 (平 14)		男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス & サポート東京プラン 2002」策定	・女性センターが「港区立男女平等参画センター」に名称変更 ・「みなと男女平等参画プラン」(平成 14 年度～18 年度)策定
2003 (平 15)	・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成対策推進法」公布、施行		
2004 (平 16)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		・「港区男女平等参画条例」制定 ・「港区男女平等参画推進会議」設置
2005 (平 17)	・国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) ・男女共同参画基本計画(第 2 次)閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・「港区男女平等参画行動計画」(平成 17 年度～21 年度)策定 ・区民、港区、リーブラの協働事業「第 1 回男女共同参画週間記念フォーラム」開催
2006 (平 18)		「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	

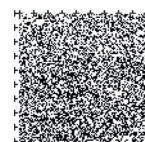


年	国際的な動き、国の動き	東京都の動き	港区の動き
2007 (平 19)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス & サポート東京プラン 2007」策定	
2009 (平 21)	「育児・介護休業法」改正	「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	
2010 (平 22)	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		「第2次港区男女平等参画行動計画」（平成22年度～26年度）策定
2011 (平 23)	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関）正式発足		
2012 (平 24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 ・『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働くまでしこ大作戦～」策定	・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン 2012」策定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	
2013 (平 25)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		
2014 (平 26)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW！Tokyo2014）開催（以降毎年開催）		男女平等参画センターがみなとパーク芝浦内に移転



年	世界的な動き、全国的な動き	東京都の動き	港区の動き
2015 (平 27)	・国連「北京+20」記念会合（第 59 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択 ・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定（以降毎年策定） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（翌年全面施行） ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定		「第 3 次港区男女平等参画行動計画」（平成 27 年度～32 年度）策定
2016 (平 28)	・第 60 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク） ・G7 伊勢志摩サミット「女性の能力開発のための G7 行動指針」発出	「東京都女性活躍推進白書」策定	
2017 (平 29)		「東京都男女平等参画推進総合計画」策定	
2018 (平 30)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「働き方改革関連法」公布	「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定	
2019 (平 31/ 令元)	女性活躍推進法改正	「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	
2020 (令 2)	・国連「北京+25」記念会合（第 64 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク）） ・「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定		「港区男女平等参画条例」改正。「みなとマリアージュ制度」開始

出典：女性の 150 年年表（東京家政大学女性未来研究所）、ひとりひとりが幸せな社会のために（内閣府男女共同参画局）



9 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

国連総会採択 1979 年 12 月 18 日

日本批准 1985 年 6 月 25 日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに

に変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる

意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、

技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に

応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において

女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された

者をもって委員会に選出された委員とする。

- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

10 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、

男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員

として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

11 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

最終改正：令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しな

ければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施

策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍

を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主

の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定

める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職

員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選

択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する

一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

12 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正：令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思

を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅

速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相

手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しく

は保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さな

なければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定が

あり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時

保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

13 港区男女平等参画条例

(平成 16 年 3 月 19 日条例第 3 号)

最終改正：令和 2 年 2 月 28 日条例第 1 号

目 次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 基本的施策等（第 9 条—第 14 条）

第 4 章 港区男女平等参画推進会議（第 15 条—第 18 条）

第 5 章 苦情等の申出（第 19 条—第 22 条）

第 6 章 雑則（第 23 条）

付則

私たちは、全ての人が人権を保障され、性別等により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。

港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのをはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。

こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。

港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別等や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。

私たちは、港区の歴史に誇りをもち、未来に希望を抱き、同時に全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、港区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女平等参画の推進に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女平等参画 男女が、性別等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画

し、責任を分かち合うことをいう。

二 性別等 性別、性的指向及び性自認をいう。

三 性的指向 恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。

四 性自認 自己の性別についての認識をいう。

五 性別表現 外面に表れる性別についての自己表現をいう。

六 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

七 区民 区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。

八 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

一 全ての人の人権を尊重し、性別等による差別的取扱いの解消を図ること。

二 全ての人の性的指向、性自認及び性別表現が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けないようにすること。

三 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわらず、全ての人がその個性と能力を発揮できるようにすること。

四 男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。

五 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活（以下「家庭生活」という。）の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活（以下「社会生活」という。）とを両立させることができるようにすること。

六 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。

七 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。

（区の責務）

第 4 条 区は、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、男女平等参画施策を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

3 区は、男女平等参画施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

（区民の責務）

第5条 区民は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において主体的に男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、その事業活動に関し、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別、性的指向又は性自認による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待(児童買春、児童ポルノに係る行為等を含む。)その他の暴力的行為(精神的なものを含む。以下「暴力的行為」という。)をしてはならない。

3 何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

4 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。

(公衆に表示する情報についての留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別等による差別を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第9条 区は、男女平等参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

一 男女平等参画に関する学習機会の提供及び意識啓発を行う施策

二 多様な情報伝達媒体からの情報を各人が能動的に解釈し、自ら発信する能力を育成する施策

三 暴力的行為その他の人権侵害の根絶を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行う施策

四 男女が共に家庭生活と社会生活とを両立し、自立して豊かに暮らすことができるようにする施策

五 生涯を通じた健康づくりを支援し、妊娠、出産等に関する権利を尊重する施策

六 性的指向、性自認又は性別表現に起因する偏見、嘲笑、いじめ、嫌がらせその他の人権侵害の根絶を図り、全ての人の尊厳を守るための施策

七 性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策

八 男女平等参画の推進に関する調査研究、情報の収集及び分析並びに情報の提供を行う施策

(みなとマリアージュ制度)

第9条の2 区は、性的指向又は性自認にかかわらず、誰もが人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策を推進するための制度(以下「みなとマリアージュ制度」という。)を設けるものとする。

2 みなとマリアージュ制度の利用に関し必要な事項は、区規則で定める。

(付属機関等への男女平等参画の機会確保)

第10条 区長は、男女平等参画を推進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について、第12条第1項に規定する行動計画に数値目標を定めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の推進)

第11条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女平等参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女平等参画に関する調査及び広報についての協力を求めることができる。

3 区は、必要があると認めるときは、区との契約を希望する事業者に対し、男女平等参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

4 区は、男女平等参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者を表彰することができる。

(行動計画)

第12条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ第15条に規定する港区男女平等参画推進会議の意見を聴かなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第13条 区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第14条 区は、港区立男女平等参画センターを拠点として、区民及び団体による男女平等参画に関する活動への支援その他の男女平等参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第4章 港区男女平等参画推進会議

(設置)

第15条 男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、港区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第16条 推進会議は、行動計画その他男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

2 推進会議は、行動計画に基づいた施策の実施状況について調査審議し、必要に応じて区長に意見を述べるることができる。

（組織）

第 17 条 推進会議は、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

2 区長は、前項の委嘱に当たっては、委員の男女構成が均衡するよう努めなければならない。

（任期）

第 18 条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

この条例は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）

から施行する。ただし、第 5 章の規定は、施行日から起算して六月を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

付 則 （令和 2 年 2 月 28 日条例第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

第 5 章 苦情等の申出

（苦情等の申出）

第 19 条 区民及び事業者は、区長に対し、次に掲げる事項について苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）をすることができる。

一 区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項

二 性別による差別等男女平等参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情等の申出をすることができない。

一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項

三 苦情等の申出の処理に関する事項

（苦情等の処理）

第 20 条 区長は、苦情等の申出を受けた場合は、男女平等参画社会の形成に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、苦情等の申出について適切かつ迅速に処理するため、港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

（苦情処理委員の所掌事項）

第 21 条 苦情処理委員は、苦情等の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

一 苦情等の申出に係る調査を行うこと。

二 第 19 条第 1 項第一号に規定する事項に関し、是正の勧告又は改善意見の表明をし、その内容を公表すること。

三 第 19 条第 1 項第二号に規定する事項に関し、関係者に対し助言、指導、是正の要請及び意見の表明をすること。

（定数等）

第 22 条 苦情処理委員は、三人以内とし、男女平等参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

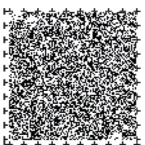
2 苦情処理委員の任期は、二年とし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 雑則

（委任）

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則



第4次港区男女平等参画行動計画

－ みんなで進めよう 男女平等 －

発行番号 2020252-6421

令和3年3月発行

発行 港区総務部人権・男女平等参画担当

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

TEL (03) 3578-2111

